

平成28年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 12月7日(水) | |
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○町長挨拶 | 6 |
| ○議事日程の報告 | 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 8 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○町政に対する一般質問 | 8 |
| 7番 関 口 雅 敬 君 | 8 |
| 4番 岩 田 務 君 | 18 |
| 5番 村 田 徹 也 君 | 25 |
| 2番 田 村 勉 君 | 37 |
| 8番 大 島 瑠美子 君 | 44 |
| 3番 野 原 隆 男 君 | 50 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 52 |
| ○議案第44号の説明、質疑、討論、採決 | 52 |
| ・議案第44号 長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 | |
| ○議案第45号の説明、質疑、討論、採決 | 56 |
| ・議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第46号の説明、質疑、討論、採決 | 57 |
| ・議案第46号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第47号の説明、質疑、討論、採決 | 59 |
| ・議案第47号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び長瀬町 重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第48号の説明、質疑、討論、採決 | 60 |
| ・議案第48号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算(第3号) | |
| ○議案第49号の説明、質疑、討論、採決 | 72 |
| ・議案第49号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第50号の説明、質疑、討論、採決 | 74 |
| ・議案第50号 指定管理者の指定について | |

| | |
|--|-----|
| ○会議時間の延長 | 7 6 |
| ○議案第 5 1 号の説明、採決 | 8 2 |
| ・議案第 5 1 号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について | |
| ○発議第 1 号の説明、質疑、討論、採決 | 8 3 |
| ・発議第 1 号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則 | |
| ○発議第 2 号の説明、質疑、討論、採決 | 8 4 |
| ・発議第 2 号 長瀬町議会傍聴規則の一部を改正する規則 | |
| ○総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調 査の件 | 8 5 |
| ○閉会について | 8 5 |
| ○町長挨拶 | 8 5 |
| ○閉 会 | 8 6 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第104号

平成28年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月2日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成28年12月7日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 | |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | |

不応招議員（なし）

平成28年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成28年12月7日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

2番 田 村 勉 君

8番 大 島 瑠美子 君

3番 野 原 隆 男 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号の説明、採決

1、発議第1号の説明、質疑、討論、採決

1、発議第2号の説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番 | 田 | 村 | 勉 | 君 | |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 | |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|----------------|-----|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長 | 平 | 健 | 司 | 君 |
| 教育長 | 野 | 口 | | 清 | 君 | 会計 管理 者 | 若 | 林 | 実 | 君 | |
| 総務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 | 企画 財政 課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 税務課長 | 田 | 寫 | 俊 | 浩 | 君 | 町民課長 | 若 | 林 | 智 | 君 | |
| 健康福祉 課長 | 福 | 田 | 光 | 宏 | 君 | 産業 観光 課長 | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |
| 建設課長 | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 | 教育次長 | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | 書記 | 青 | 木 | 正 | 剛 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（新井利朗君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（新井利朗君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（新井利朗君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年8月から10月に係る現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月22日に、横瀬町町民会館で「よこぜまつり」が開催され、出席をいたしました。

9月23日に、埼玉県議会議事堂で「議員政策研修会」が開催され、出席をいたしました。

9月27日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、出席をいたしました。

10月5日に、小鹿野町役場で「第30回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席をいたしました。

10月9日に、秩父市下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長、野口健二君ともども出席をいたしました。

10月11日に、寄居町で「県北地域町村議会議長懇談会」が開催され、出席をいたしました。

10月15日に、皆野町文化会館で「第22回地域安全大会並びに第23回秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席をいたしました。

10月18日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第2回役員会」が開催され、副議長、野口健二君が出席をいたしました。

10月27日に、全電通埼玉会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席をいたしました。

11月2日に、関係省庁におきまして「道議連・水森議連」による国への要望活動が行われ、出席をいた

しました。

11月4日、5日には、神奈川県湯河原町ほかで「秩父地域議長会正副議長行政視察」が開催され、副議長、野口健二君ともども出席いたしました。

11月9日に、渋谷区のNHKホールで「第60回町村議会議長全国大会」が開催され、出席をいたしました。

また、同日には、皆野町文化会館で「優良従業員表彰式」が開催され、副議長、野口健二君が出席をいたしました。

11月15日に、埼玉県庁で「道議連・水森議連による県の施策に対する要望」が行われ、出席をいたしました。

12月3日に、秩父市歴史文化伝承館で「秩父夜祭観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第4回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

月日が流れるのは早いもので、平成28年もあっという間に師走となり、何かと慌ただしさを感じられるような時期となってまいりました。ことしも残りわずかですが、精いっぱい町政運営をしてみたいと思う所存でございます。

さて、先月22日の未明には、福島県沖で東日本大震災の余震と見られるマグニチュード7.4の地震が発生し、約4年ぶりに津波警報が発令されました。また、24日には、東京都心では観測史上初となる積雪を観測するなど、改めて自然災害はいつ起こるかわからないと驚かされました。幸いにもどちらも大きな被害はなかったようですが、災害への備えは万全にしておきたいと気持ちを引き締めているところでございます。

また、アメリカでは大方の予想を裏切りトランプ氏が大統領選を制するなど、ますます先が予想できない混迷した情勢となっておりますが、町としては一歩ずつ着実に魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、ここで、9月定例会以降における主な事項について、ご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月30日、毎年、冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を第一小学校の校庭で行いました。議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜り開催することができ、消防団員によるポンプ操法や放水演習等、日ごろの訓練の成果をいかんなく発揮した姿を見ていただき、安心するとともに、改

めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

11月10日、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、10名の方を表彰させていただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

平成28年度長瀬町敬老会、高齢者の集いが10月19日、20日の2日にわたり、長瀬有隣倶楽部で開催されました。19日は中野上、野上下郷、矢那瀬、岩田、井戸、風布地区、20日は長瀬、本野上地区にお住まいの慶事に該当された高齢者の皆さんをお招きし、大勢の関係者の方々にご出席していただくことができました。両日とも、午前中に敬老会式典、午後は老人クラブ連合会の役員による実行委員会方式での高齢者の集いが行われ、楽しい一日を過ごしていただきました。これも議員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと、改めて御礼を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

10月8日に、郷土資料館駐車場と花の里周辺で、長瀬町商工会青年部主催による第14回ふれあいフェスタ長瀬が開催されました。天候が心配されましたが、幸いにも好天に恵まれ、多くの皆様にお越しいただきました。関係者の皆様には、お骨折りをいただき、まことにありがとうございました。

次に、11月1日から11月30日までの間、長瀬町観光協会主催による長瀬紅葉まつりが行われ、11月12日から11月27日には月の石もみじ公園、宝登山神社、埼玉県立自然の博物館でライトアップが実施されました。ことしも新聞、テレビなど多くのマスメディアで取り上げられ、大勢の観光客においていただきました。

次に、11月1日に、ものづくり大学と観光資源の活用について連携協力する協定を締結いたしました。本年度は、観光資源の実態調査とその評価について調査を進めていただくことになっております。町の振興策を考えていく中で、ものづくり大学にはいろいろな部分で協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、11月2日には、埼玉りそな銀行と長瀬町蓬莱島公園づくり活動の実施に関して協定を締結いたしました。これは、埼玉りそな銀行が花の植栽や下草刈り等の活動を実施することにより、風景保護による環境貢献を行うもので、11月6日には、埼玉りそなの花壇と命名した花壇に大勢の行員が参加し、菜の花の種まき式が行われました。長瀬の新たな名所の開発にご協力をいただき、大変感謝をしております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年実施しております長瀬町文化展でございますが、本年度で41回目を迎え、11月3日から5日までの3日間、中央公民館において開催されました。出展作品は約1,000点で、期間中約570人の方にご来場いただき、大盛況の開催となりました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の制定案1件、条例の一部改正案3件、補正予算案2件、指定管理者の指定1件、人事案1件の合わせて8議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

6番 野口 健二 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8日までの2日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から8日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（新井利朗君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

町道の維持管理について、建設課長にお伺いをいたします。町道整備は、議会答弁でもあったように政策的判断、地元からの陳情、要望等、緊急度、危険度、地権者の協力度合いなどを考慮し、順位がつけら

れていることは承知しています。例えば落合眼科医院からフジマートへ抜ける路線は側溝がなく、降雨時に冠水し、通行に支障があり、宅地内へ流入する箇所があるなど住民の声を聞いています。また、この路線は人や車など利用が多いことなどから、陳情、要望はなくとも緊急度、危険度は高いと考えられます。そこで、この路線の道路改良や側溝整備などの事業化や雨水対策などとれないか伺います。また、新年度予算編成に当たり、道路整備の優先順位は今までの考え方が踏襲されるのか改めて伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

町道本中117号線の道路改良や側溝整備などの事業化ができないかとのことですが、この付近は土地が低いため水が集まりやすく、道路が冠水することもあります。しかし、この道路には排水ができる水路や側溝がありません。このため、この水を排水するには流末をどうするか、北沢に持っていくか、大堀に持っていくか等の広域的な検討を実施しないと難しいと考えます。

また、新年度予算編成に当たり、道路整備の優先順位は今までどおりの考え方が踏襲されるかという質問ですが、道路新設改良事業につきましては、継続事業を中心に予算要求を行っていく考えです。優先順位につきましては、政策的判断、地元からの陳情、要望等、緊急度、危険度、地権者の同意が得られているかななどを考慮し、予算要求をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁は、全く予定したとおりの答弁をいただきました。そこで、再質問でお聞きをしますけれども、今例で言った落合眼科からフジマートの道路以外でもいろいろな要望等が出ているかと思えます。その中で私は1つこの落合眼科からフジマートへの道を例に挙げて質問をさせてもらっているところでありますけれども、今の答弁であると、あそこは低いから、南に持っていったらいいか、北に持っていったらいいかという試案は考えているということは、私も議会前にいろいろ話をした中でわかっているのですけれども、こういう本当に町民の要望、町道を直してほしい、ここを直してほしいという要望に対して、今もそうですけれども、検討はしていると。では、その検討結果、進捗状況などを要望した区長さんあるいは住民の方々に説明責任がなされていないと、私はいろんな人から話を聞いて、あっちを直してくれ、こっちを直してくれという話を聞きます。だけれども、その後の説明責任が、執行部というか、町から住民に対しての説明がなされていない。これは強く説明責任を果たすようお願いをいたします。

そこで、例を挙げて質問しているのでも、具体的に道路、私も何回も見させてもらっています。今は、毎朝2時間、道路のパトロールのためと健康のために、私は散歩を町内くまなく路地、路地を歩いております。そこで、あの道路の排水がどっちへ行ったらいいか考えても、幾ら考えたってあそこが一番低いという話だから、結論は出ているのではないですか、はっきり言って。どっちへ持っていくにしても、水は低いほうに流れるのだから、一番あそこが低くて、高いところへ持っていくのだったらポンプアップして排水を考える、そういう考えがあるかどうかを聞いているので、この落合眼科からフジマートへ抜ける道は排水、神社を挟んで反対側の道は救急車が入って、救急車が出られなくなってしまって、20分かかってようやく搬送を始めたという例もあります。だから、今回は排水のところでも課長とも議論をしているのだけれども、一番低いところで排水がどっちへ持っていくのでも無理なら無理だとはっきり言ったほうがいいです。検討中だと言えば、あそこの住民の人はではもうすぐできるかな、もうすぐできるかな、一生懸命

待っています。どうしても低くてだめならいろいろやり方あるのだと思うのです、私は。ため池をつくるとか、あそこの付近が一番低いところに防火水槽でもつくって、そこへ水をためるようにすれば、何か策があると思うのです。課長、いかがでしょうか。もう一度お願い……町長ではない。課長だよ。町長ではまたあなたの思いでしょうと言われる。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の再質問にお答えいたします。

先ほど私もお答えしましたが、あの付近が一番低いということで、水がたまりやすいという話をしております。先ほどもお答えしましたが、どちらかに持って行って排水しないと無理ということです。そのためため池とかそういったものをつくったらどうかという提案でございますが、ため池をつくる場合でもその付近の畑等を借用する場合も考えられますが、そういった場合賃借料等はかかりますし、ため池等をつくった場合、恒久的にそのような場所が必要になってしまうと思います。それから、ため池の中に入らないよう周りにフェンス等安全施設の整備、メンテナンスも必要になると思われますので、ため池についてはちょっと難しいと考えております。

それから、排水につきましてですが、今現在、先ほどもお答えしましたが、どちらかに持っていく、測量によって高さ等検討いたしまして考えていきたいと思っております。それによりまして、排水については今側溝を深くするという方法も考えられて、それでどちらかに排水をできるようにできればと思いますので、考えておりますが、先ほども言いましたけれども、どちらかに持っていくかということを考えながら広域的に検討しないとその辺も難しいと考えております。ただ、排水については、もし高低差がとれるようでしたら側溝整備等できればと考えております。

以上でございます。

○7番（関口雅敬君） 要望の結果、説明責任があるのだから、説明してくれという質問です。

○建設課長（坂上光昭君） そちらについては、最近要望等来られた場合は一応現地のほうを確認等しまして、区長さんのほうにお答えをしている状況でございます。こちらについては、検討しましてやってみるとか、ちょっと難しいというような話はしております。来たときに要望書等を出された場合についても、要望書出されましたからと言われてすぐできるということは難しいというお話はしております。一応現地のほうは必ず確認をして行っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁のとおりに本当にあそこは大変なところだと思うので、ため池というのは私の提案で、まだいろんなやり方があるのです。例えば吸い込みをつくるだとか、どこかへまとめて吸い込み、あそこは畑で困っているのだから、そのうちでも、例えば地権者がどうのこうのという話だけでも、いろんな策がとれるのだと思うのです。要望というものは、この長瀬町内、私も歩いてみると、本当にこの道路これで我慢しているのかなと思いついて歩いていくところ非常に多くあります。皆さん我慢しているのだと思うのです。でも、私の知らないところで要望書が区長さんからいろいろ出されているところもあるのではないかと推察をされます。そこで、私はこれから人口減少を加味して、本当にこの地域は都市計画を立てながら、例えば新しいうちを建てれば、今排水必ず自分のうちに水が来ないようにみんな守ってつくるから、古くから建っているところにそういうふうな負の問題が起こっているわけなので、都市計画でもしっかり今後計画しながら、新しい道をつくるにしてももうここが限度だと思うのです。し

っかりと予算要求などしながら、町民の要望を少しでもやっていかなかったら、移り住んでくる人なんてこの町見たらいいと思います。区長さんにそういう話が進捗状況がしてあるという話ですけれども、本当に区長さんに要望等が出たときにそういう話が行っているのだったらいいのだけれども、いま一度、これ最後になってしまうので、まとめてみてください。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの本中117号付近のところの排水について吸い込み等をつくってみてはどうかという話もありましたが、あの付近は今は畑ですが、もとはたしかあの辺は田んぼだったと思われまので、吸い込み等をつくりましてもすぐに詰まってしまうことが考えられますので、吸い込み等もまた難しいのではないかといいふうに使われます。

それから、要望等が出たところについての説明ということですが、先ほどもお答えいたしましたが出ますと現地のほうを一応確認をいたしまして、出していただいた区長さん等にすぐにはできないというお話はさせていただいております。現地のほうを確認したりして、こんな状況というのは一応把握しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、2番目の質問に移ります。

町有地の活用について、企画財政課長にお伺いをいたします。女性議会や子ども議会などでも提案があった町民の足となるコミュニティバスなどの公共交通の整備は、運転免許証の返戻や高齢者のひとり暮らし世帯などの増加で今後最も必要となる事業と思えます。そこで、消防署跡地などはそのための駐車場、回転場、停留所として、また矢那瀬地区、井戸地区、長瀬地区などの地域を結ぶまちの駅として整備し、活用できないか伺います。

また、公有地は町民の貴重な財産であることから、ただ単に売り払いを行うのではなく、公有地の管理活用計画などを策定し、まずその利用を検討することが肝要と思えますが、そういう考えがあるか伺います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスなどの公共交通の整備を行う場合、町有地を活用できないかのご質問でございますが、まだ公共交通の整備をどのようにするか未定でございます。計画を策定する場合は、当然ルートの設定等も必要となりますので、その段階になり、町有地の活用が必要であるとなった場合は検討することとなるかと思えますが、まだ計画も策定していない段階でございますので、この場で町有地を使用しますと確約はできませんので、現段階では提案の一つとして承りたいと思えます。

また、町有地の利活用を検討することが肝要のご質問でございますが、現在町で保有しております普通財産で大きな面積を有する普通財産はそれほどなく、ある程度広い面積のほとんどが地区集会所等で、その他につきましては旧水路敷や道路敷の残地、保安林や山林などが多く、活用することができない土地がほとんどでございます。現時点では、普通財産の管理活用計画を策定する状況ではないと考えております。また、普通財産で貸し出しをしているもののほかで活用の計画がない土地につきましては、財政面からしましても売却できる土地については売却する方向で予定しております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） バスの計画はまだわからないという答弁です。この町も第5次長瀬町総合振興計画でかなり高齢化の人口減少がうたわれておる中で、本当にこれからの長瀬町を考えていったら、住みよい、ここに一生懸命うたってあるまちづくり、住みやすい、誰もがいつまでも暮らし続けられるまちづくり、これをスローガンに振興計画立てている中で、どっちが先か、バスが先か、町有地売り払うのが先かでの議論に今なっているのだけれども、町有地を売り払うという話が前回の議会で出たから、私はこれをとめようとして言っているわけで、消防署跡地や駐在所跡地を売り払うという話が出て、計画多分しているのでしょうけれども、もう本当にこの長瀬町は高齢化社会になってしまっている。免許を返した場合には生活ができない。そういうことも考え、本当にすぐ先に来ている大問題をもう後回しにはできない。そこで私は言っているのもあって、この町を観光立町にするのだと。観光立町にしたって観光でどこにもそういう公共バスもなく、長瀬町の全体を観光立町にするためにも公共バスは走らせる必要があるのだという思いから、駐在所跡地、消防署跡地、いいところにあるではないですか。だから、そういう先を読んで発言しているのです。

まだバス走らせるかどうか計画はないという話ですから、特に私たちは3議連でイーグルバスの東秩父の例を研修し、講演を聞いてきました。執行部の皆さんもイーグルバスの会社の講演を聞いて、ちょっと研究を早く進めたほうがいいと思います。東秩父の例を聞きながら、高齢者のそういう配慮、観光の人の配慮含めて、矢那瀬に小さな拠点づくりをするといっても、これからは人口減少が進んでいくのだから、やっぱりコンパクトシティを考えながら、こういうバスを走らせたり、年寄りが免許証を返納しても暮らせる町をつくるようにするために、町有地の売却はちょっと待ってほしいと、私はそういう提案でこの質問をしているところです。

そこで、やはり一家で、例えば私のうちで土地の売り払いをしていったら、もうすぐその家はなくなる。この長瀬町も同じです。余り切り売りして、いいところ、財政が悪いからってただ売ってそれをお金にして、さっきも出た皆さんの生活にお金をかけられるのだったらいいけれども、この町はみんな観光ではないですか。だから、私は早くこういう生活、お年寄りが本当に住みなれた町で暮らせるように公共バスを走らせたほうがいいという考えでこの町有地の売り払いも待ったをかけているのです。

そこで、町有地を売り払う前にまだバスの計画もないという話だけれども、齊藤課長、高齢者が免許を返納したらこの町で大丈夫ですか。これが都内だったら大丈夫です。今いろんな事故があって、テレビ報道では、東京の人が考えるには、免許の返戻すればどこかの何か特典があるから、免許返納したほうがいい。この町でそんなのやって生活できますか。そういうのをもとにこの町有地の売り払いをちょっと待った、よく考えようということで、とめていただきたい、そういうことで質問しているので、齊藤課長、もう一度お願いいたします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

まず、公共交通の計画につきましてですが、まだ現在予算編成も始まったばかりですので、確定ではございませんので、企画財政課としての考えを申し上げます。総合戦略にも公共交通の活性化に向けた検討という項目が載っておりますので、できましたら来年度需要調査を行いまして、2年目にモデルのプランの作成、3年目に実証実験、そしてその結果によりまして、事業を行う場合には4年目から本格導入をす

るという方向で進めたいと今担当としては考えております。ですので、予算が通りましたら来年度からの事業については動き始めたいと考えております。

また、東秩父のバスの運行のこともございましたが、今町は、先ほど町長も申しましたように、大学との連携も含めて公共交通の計画を考えております。今回の内容につきましても、大学のほうと話をしている中で、このようなスケジュールが基本的なスケジュールということで説明を聞いておりますので、今回のスケジュールとなっております。

また、町有地につきましては売るだけではないということで、有効活用も図ったほうがいいのではないかと考えておりますが、先ほども申しましたように、公共交通の計画によりましてどのような土地、例えばルートによって停留所がどこになるかというような計画も含めて、もし必要であれば町有地も活用するし、ルートによっていろいろな変更が出ると思います。

いずれにしても、私というか、企画財政課の考えとしましては、来年度から公共交通の計画をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 何かものづくり大学の人の考え方を優先をするような答弁ですけれども、自分のこの町を知っている方がものづくり大学に多くいて、この町を知り尽くして考えた意見を述べるのを参考にするのだったらわかります。この町を知らない人が長瀬町の公共交通バスの考え方を、それを今待っているような話ですけれども、それは齊藤課長、ちょっと考え直したほうがいいです。そんなのは後回しでいいだよ。区長会で立派な区長さんがいっぱいいるのだから、そういう方にまず討議をしてもらって、それをものづくり大学の人が聞いて、ああ、こういうのだったらこうだなとやってくるのを参考にするのだったらいいけれども、私が今言ったら、何か私の意見よりもものづくり大学のほうが優先してというように私聞こえましたので、ちょっとそこはいま一度しっかり、順序が違うのではないかなと思いますので、お考えをいただきたいと思います。

それから、本当に公共交通バスを考え、今言ったように時間のタイムスケジュールが4年間まで発表してもらったけれども、すごくいい企画だと思います。そのぐらいのスピードで早く公共交通バスが走らせられるように、リーダーシップを発揮し、予算もしっかりとっていただければいい町できてくると思います。

そこで、そういう構想があるのだったら、地域を結ぶまちの駅といたって、多分執行部の皆さんはまちの駅というと、長瀬町と皆野町とか、長瀬町と寄居町とかをつなぐ国土交通省が訴えている町の駅、それを想像しているのだと思うけれども、そんなのはおいておいて、この長瀬町の町内を結ぶまちの駅を私は提案しているのです。そうすると、やっぱり駐在所跡地、消防署跡地、いろいろあるではないですか、この長瀬町には。だから、町有地を売り払わないで、売り払う前に検討委員会などを立ち上げて有効活用していったほうがいいですよという提案なのです。本当に公共交通バスが走らせられるように、この町有地をしっかりと活用していただきたいというのが今回のこの質問のところなので、齊藤課長、もう一度最後にまとめてみてください。

1つ提案なのだけれども、売り払いのことは出てくるけれども、買うことも考えてください。例えばこの長瀬町は天然名勝記念物のそういう地域指定でしっかり守られてこの長瀬町が今でき上がっている。そういうことを考えたら、長瀬町を観光立町にするという話なので、例えば甌穴、あの地域の甌穴の周辺とか、そんなに広く要らないです。甌穴が見られるように、あそこへキャンプ場に井戸の人が貸して、

キャンプ場が借りてキャンプ場をやっている。その中に甌穴がある。だから、あそこに町道から甌穴まで何メートルでもないでしょう。だから、町道と甌穴を結ぶ、その甌穴の本当にちょっと周辺だけでいいわけです。それを三十何人持ちの井戸の人が持っている共有地から買い上げて、甌穴もしっかり世に出してあげたほうが、秩父まるごとジオパーク、長瀬も優先していくために買うということも考えて、売るだけではなくて、そういうのを考えて、しっかり町の駅という構想を、齊藤課長にリーダーシップ発揮してもらいたいと思うので、最後の答弁をお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共交通の計画に当たって大学連携、まだ早いのではないかとということでございますが、公共交通の整備には交通網の形成計画という計画が必要になります。その計画を策定するために、まず内容をよく知っております大学との連携をいたしまして、この計画をどういうふうにしたらいいかというようなことで進めていきます。内容的には、もちろん町民の方に入っていただきます。名称はいろいろあると思いますが、公共交通活性化協議会というようなものもつくって、それは各委員さんいろいろ集まっていたり、あとは地区に出向いて説明会をしたりというような、そういう体制はしていきます。そういう基本的なところを大学との連携でやっていきたいと考えております。ですから、実質大学のほうでいろいろな資料を出していただいて、それを検討していくというような形になります。それについては、町民の方も中に入っていて、もちろん各行政区の区長さんの中に入ってくると思いますが、そういう形で、大学だけで組むということではなく、基本的なものを大学でつくっていただくというような考えで現在進めております。

それと、公有地の活用につきましては、先ほども申しましたが、まだ計画ができておりませんので、その計画にのっとってルートが決まりましたら、そこに公有地があればそこを活用するというで進めていきたいと考えております。

また、まちの駅の設置につきましても、今後どういうふうな形になるかということも含めまして今後の検討課題になると思いますので、この協議会なり計画の策定段階になりました段階で検討していくことになると思います。

最後に、土地売り払うだけでなく買うことも考えてくださいということで、甌穴の例がありましたが、こういうものにつきましては普通財産ではなく行政財産になると思いますので、各課担当が決まっておりますので、もし文化財であれば教育委員会の担当になると思いますので、必要があれば担当が検討していくことになると思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、3つ目の質問に移ります。

3番、ジオパーク事業について、教育長にお伺いをいたします。ことしの3月に古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群が新たに国の天然記念物に指定されました。このことは、地質や地理などの地域資源を素材として整備が進められている秩父ジオパークにとって有意義であり、地球の窓と言われ、岩畳を有する長瀬町が主導すべきと考えます。しかし、長瀬町蓬莱島公園の駐車場に設置された案内板には、秩父ジオパークの記述はありますが、町内のジオサイトの紹介や菊水岩などの表記が見当たらず、表示の意図と内容に差異を感じます。そこで、今回看板の掲示内容について事業担当と内部調整が行われたのか伺います。

また、指定を契機にジオパーク事業を積極的に進めるべきであり、今後の事業をどう主導するのか、他課との連携調整をどう行うのか、その進め方について伺います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 関口議員のご質問にお答えします。

初めに、長瀬町蓬莱島公園駐車場の案内板についてのご質問でございますが、当該案内板の設置は、平成27年度に産業観光課が執行した蓬莱島再開発事業の一環として設置されたものであり、蓬莱島が名勝及び天然記念物長瀬の指定地域内にあることから、文化庁への現状変更許可申請が必要となるため、平成26年11月に文化庁の担当者と事前協議を行った際に、今後設置する看板については、この当時、来年ジオパーク秩父が日本ジオパークの再認定を受ける年に当たるので、既存のジオパーク秩父の看板との関連を示せるものが望ましいのでは……との助言をいただきました。

また、昨年10月の日本ジオパークの再認定現地審査会におきましても、審査員の方から継続的な再認定に向け、長瀬がジオパーク秩父のエリア内にあることを広く周知することが課題であるとの指摘を受けておりましたので、当該案内板の設置に当たっては、長瀬がジオパーク秩父のエリア内であることを示す表記を記載していただくよう産業観光課へお願いをいたしました。

それ以外の掲示内容につきましては、案内板の設置目的が蓬莱島公園の施設案内であることから、特に内部調整は行っておりません。

次に、今後の事業の主導や他課との連携調整についてのご質問でございますが、皆様方も既にご承知のとおり、ことし3月に古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群が国の天然記念物に指定されたこともあり、今後のジオパーク活動の推進の幅がさらに広がるものと考えております。教育委員会といたしましても、秩父まるごとジオパーク推進協議会の一員として、事務局である秩父市を初め、エリア内の3町とも連携を図りながら、ジオパークと関連づけられそうなものについては、ジオパークに関する記述やロゴマークの掲載、使用などについて積極的に他課との連携調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在岩畳周辺の上流、下流それぞれ1カ所にジオパーク案内看板及び岩畳あずまや内に解説案内看板1カ所の計3カ所の設置を進めているところでございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 教育長の答弁をいただきました。他課との連携は看板についてはなかったということで、また秩父市を中心に秩父まるごとジオパーク、よそとの連携をしっかりとしていくのだという心構えがよくわかりました。教育委員会には、ジオパーク推進のため、他市町と一緒に進んで、長瀬が特にリーダーシップを発揮していただけるように指導してもらうことをここでお願いしておきたいと思えます。

再質問なのですが、本当に通告が教育委員会で申しわけないのだけれども、看板については産業観光課が立てたということなので、産業観光課長、ちょっとお伺いをいたします。あの看板を立てるに当たって、費用は税金なのです。そこで、あの看板の内容は誰が指示して、費用はどのくらいかかったのかちょっとお聞きをしたいと思います。

地域の宣伝であれば、あそこに菊水岩、甌穴、甌穴の話は前議会で5番議員が質問していましたが、私はあの看板を、あんな立派な看板立てて菊水岩の表示が一つもない。お寺やそういう案内板が出ている。産業観光課が立てたのだから、菊水岩は入れていないという話になるのかどうか。私は、せっかく

蓬莱島を宣伝するのであれば、菊水岩は一丁目一番地だと。特にあそこに長瀬はジオパークの町ですというたい文句をうたっているのだから、そのぐらいの考えがあって看板つくったのだと思うのです。さっきから言うように、甌穴は教育委員会ではなくて、以前教育次長がはっきりここで答弁をさせていただいて、我々も勉強になったのだけれども、あれは名勝天然記念物の中にある甌穴でという話聞いて勉強になって、課長もそれを聞いていたわけですね。そういうことからすれば、甌穴だっって入っていなくてはおかしいということなのです。

この町は、観光の看板を立てるときに、課長、いろいろ観光関係の看板は、この看板はいい看板だ、これだめだというのをちゃんと審査して立てさせているのか。例えば大東の河原におりるのにあの命令調な看板、静かに走れ、あれ観光客が見たらたまげます。この町こんな命令形の看板が立っているから、静かによっぽど走らないとだめだなど。この間、私の47年ぶりに東京の友達が長瀬に1泊に来て、私も2日間にわたり案内しました。ああいう看板すぐ目につくのです。私だけかと思ったら、そういう方も目について、私も何人かにこの看板は言われました。

それから、長瀬の階段のところの名勝天然記念物長瀬、立派な碑があるではないですか。あの碑は路地に立っている。なぜ階段がきれいに直るときに表に出さなかったのか、今でも残念で、私はあそこを散歩しながらこの石碑はかわいそう。あんな立派な石碑ですよ。もっと観光客の目につくようなところに出してあげてください。観光立町にするためだったら。申しわけないのだけれども、担当課長の答弁をお願いしたいと思います。

教育委員会は、さっきも答弁であったように、ジオパーク推進に当たり今後もリーダーシップ発揮して、長瀬がリーダーになるように、秩父市や小鹿野町ですか、そういうところをリードして行ってください。いいジオパークをつくってもらうように。

では、担当課長、本当に、産業観光課長、申しわけないけれども、看板の費用と内容についてきちんと検証してあそこに立ったのだと思うので、ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

蓬莱島の観光案内板でございますけれども、整備費は蓬莱島整備事業の中の全体経費の中に含まれておりまして、案内板自体の費用につきましては、正確というか、案分して出す以外、諸経費等も一環で含まれておりますので、案分して出しますと看板費用は約80万円ということになります。

それから、観光案内板にジオパークの記載が菊水岩等の内容について表示がない、ジオパークについても内容が少しであるというようなお話でございますけれども、ジオパークの関係、先ほど教育長のほうからお答えいたしましたけれども、うちのほうでもちょっとその関係で看板の設置に至る経緯につきまして調べておりますので、重複している部分もあるかと思っておりますけれども、ちょっとその件について申し上げます。

平成26年の11月に県の文化財担当者と産業観光課と教育委員会で文化庁に出向いたときに、ジオパークの説明を入れることが望ましいというお話をいただき、これは教育長がお答えいたしました。その後再認定を受けるときに、審査会審査委員から既存の案内看板については説明はもとよりジオパークのロゴすら入っていないものも多く見受けられると、もっと観光客に宣伝すべきであるという指摘を受けたそうです。それを教育委員会の担当者から秩父ジオパークのロゴと簡単な説明を案内板に入れてほしいという要望がございました。そして、素案ができました段階で一度教育委員会にも見せてほしいというお話がございま

したので、平成28年の3月に説明看板の図案を教育委員会に確認してもらいまして設置したものでございますので、教育委員会とのこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというまでの検討は行っておりませんが、案内板については、最終決定内容は教育委員会に一度見てもらっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それから、石碑等の設置場所が移動して見づらいところにあるというようなお話ですが、それら案内看板や標示板等につきまして観光等の内容が、場所がまずくないようなところにつきましては、もう一度産業観光課のほうで場所等を確認しまして、望ましい位置に設置できるように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁でいきますと、教育長がかわって、前任者の教育委員会には話が通っていたという答弁だと私も解釈を今したところなのだけれども、あの看板やるのに産業観光課で立てたときには、菊水岩などの表示がなくても、教育委員会にもしっかり見せて、これでいいだろうという看板を立てたということだと思います。たまたま教育委員会の人事ががらっとかわってしまったから、前の教育長はもういないですから、どうしたということが聞けないのが非常に残念なので、前のことをどうこう私は言うつもりありません。今後は産業観光課もしっかりと教育委員会と連携をして、秩父ジオパークが誕生できるように、認定されるようにしっかりやってもらいたい。

秩父夜祭がユネスコ遺産になって、この間の秩父夜祭大にぎわいでした。長瀬もそういうにぎわい方になるように、観光にじゃぶじゃぶ、じゃぶじゃぶお金が行っているのだから、そして観光客の入り込み客数が260万ですか。速報が260万ということで前回言っていましたよね。すごいお客さんです、260万といったら。

〔何事か言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） いや、3分の1ではない。260万と言っているのだから。速報が出たと言ったのだから。だから、そんなに260万も来ている観光地なのだから、しっかりジオパークもやって、にぎやかにしてやってください。

特に担当課長は風布の公民館入ったことはあるかどうかかわからないけれども、一度今度風布の区長ともども風布の公民館の中見てください。あれもったいないです、風布の公民館の中に貴重な写真があるのは。あれ世に出してやってください。菊水岩を見つけた、そういう経緯の写真が飾ってあります。本当にジオパークというのは菊水岩が井戸でジオパークの話、名勝天然記念物、甌穴の話が出るときには、必ず菊水岩がのっていなくてはおかしいのです。だから、私が議員になった今から13年ぐらい前に教育長と議論をして、あそこに前町長が踏み石で橋をかけてほしいという話だったのだけれども、橋は無理だと、沢を渡るように、しっかり踏み石で渡れるように菊水岩やってもらったけれども、長年月日がたつと、あれは演習林だから、どこかの木を切ったときに、菊水岩の周りに切った木が放りっ放し、そういうのがあるので、産業観光課長も教育委員会と一緒に連携して、そういう現場見たりしながらしっかり長瀬PRしてください。これ議論しっかり詰められないのがちょっと残念なのだけれども、いいです。教育長がかわってしまったのだから、新しい教育長はしっかりやるという答弁だったから、やってください。

それから、さっきの看板の話も石碑もそうです。あんな立派な長瀬と書いてあるあれこれからつくるといったら大金かかります。あんな路地に立っているのではもったいないから、もっと表に出してやってく

ださい。岩畳が見えるあたりにやれば、みんなあそこの前に立って気をつけて記念写真撮って帰ります、岩畳をバックにあの石碑があれば。今ではあの石碑の前に立つと建物の陰で撮っているから、あれ長瀬と書いてあるから、長瀬で記念写真撮ったとわかるでしょうけれども、もっといいロケーションの場にやっ
ていってください。観光協会にこれから後から出てくる観光情報館の指定管理の議案が出てくると思
うけれども、そういうところにもしっかり行っている観光協会だったら私言わないから。できていないの
だ。ああいう看板この長瀬は宝の持ち腐れ。だから、そういうのは課長がもっと観光協会あたりに言
って、表に出るような場合、これから検討します、見に行ってくるのではなくて、そういうのをど
んどんやっ
てください。

私の質問時間があと少しあるので、ここで終わってしまうので、時間がもったいない。きのうのテレビ
報道であったように、もしだったら時間まで私ここで……

○議長（新井利朗君） 関口議員に申し上げます。

制限時間になりましたので、質問をやめて、答えだけ求めてください。

○7番（関口雅敬君） では、般若心経は後にします。

では、課長、よろしくお願ひします。答弁やっ
てください。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えします。

最終的に石碑等の看板、案内板等につきましてご質問があったかと思うのですが、それらの観光
案内板、あと恐らく文化財等で文化庁の名が入った石碑とか長瀬の紹介板もあるかと思ひます。それで、
それらの工作物を名勝天然記念物内になかなか立てるのが難しいというような経緯があつて、場所、位置
指定も決まっていることもあろうかと思ひますけれども、それらの場所につきましては、もう一度再確認
して、最適地に移動できるものであれば、それらを移動していきたいと、また教育委員会のほうの文化庁
の担当で立てたものであれば、教育委員会のほうにそれらのお話もしていきたいと思ひますので、よろ
しくお願ひいたします。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） 先ほどもジオパークの関連でお答えいたしましたけれども、観光案内板に
つきましても、ジオパークの審査委員から観光案内についてもジオパークの案内を設けていっ
ただき
たいというお話がありましたので、それらの内容表示につきましても今後教育委員会と調整しながら、案
内看板等については作成していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従つて質問させていただきます。

予算編成について、町長に伺ひます。毎年のことではありますが、新年度当初予算編成のため、各課の
予算要求が始まります。今後も少子高齢化、人口減少による町税等の自主財源の減収が見込まれる中、職
員が知恵を振り絞り、英知を結集させ、さまざまな補助金等を活用し、住民サービスの向上を目指してい

かなければなりません。しかしながら、重要なのは町長がこの町の将来をどうしていきたいかという重点施策などの方針を示し、各課もその方針に沿った事業を展開するため予算を要求し、予算化されると考えます。この重要な時期でもあるため、町長がこの町の将来像と新年度事業の核となる重点施策やその展開についてどう考えているのか伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

予算編成に対するご質問でございますが、予算編成では毎年予算編成方針を作成し、各課に周知をしており、その編成方針により各課で予算要求をすることとなっております。平成29年度の予算編成方針では、現在策定中の第5次総合振興計画の素案に掲げられております3つの項目を基本としております。1つがいつまでも暮らしたいまち、2つ目、いつまでも活力のあるまち、3つ目、いつまでも輝き続けるまちの基本理念に基づき、はつらつ長瀬の実現を目指し、魅力あるまちづくり総合整備計画の推進や長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を重点に行い、特に人口減少の抑制は喫緊の課題でございますので、人口減少を抑制し、町の活性化を図るため、子育て支援、移住、定住、観光振興の関連施策について、これらを重点事業として実施してまいりたいと考えております。これから各課から上がってくる要望を精査し、重点施策として推進できるよう現在平成29年度の予算編成を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま町長に答弁をいただきましたが、執行部の皆様におかれましては、住民サービスの向上やさまざまなニーズに応えるために、1年の計画でもある予算編成には特に注力されていることと思います。今回の質問は来年3月の予算審議のときにすればいいのかもしれませんが、それでは大幅な方向転換や修正などは難しいと思いますので、予算案が決まる前にさせていただきます。やはり中心とすべき重要、重点施策は必要だと考えますが、しかしながら住民ニーズは先ほどの子育て支援等以外にもいろいろありますが、潤沢に資金があるわけではございませんので、優先順位をつけていかなければならないと思います。少子高齢化の先進であるこの地域では、特に若者の定住、移住、子育て支援が重要ですし、一刻も早い対応策が求められております。同時に高齢化に向けた対策、高齢者にも安心、安全で暮らしやすいまちづくりなども必要です。今の長瀬町には何が必要とされているのか、この町にはどんなことができるのか、住民の方はこの町の行く末にどのような不安を抱いているのか、またどんな町に住みたいと思っているのか、あれこれ考えていると、いろいろな施策をやらなければと考えてしまいます。

そのような中、今の長瀬町の現状から私が考える重要な施策を5つ挙げるとすればということから再質問させていただきたいと思います。まず、1つ目は一貫性のある総合的な子育て支援と結婚支援、2つ目は地域外からの移住促進と定住促進、3つ目は観光を主体とした地域と経済の活性化、4つ目は住民が自慢できる町の魅力づくり、5つ目は高齢者にも暮らしやすいまちづくりではないかと考えております。

これらは基本構想や28年度の町長施政方針の中にもあるものもございしますが、まず子育て支援による効果は大きく2つの点があると思います。支援があることにより、子供を産み育てやすくすることで出生者数や出生率を上げる効果、もう一つは他市町村にない子育て支援をすることによる移住、定住促進効果があると思います。これらは人口減少に歯どめをかける効果もあります。

また、結婚支援ですが、1980年の生涯未婚率は男性が2.6%が2010年には男性20.14%、女性は4.45%だったものが10.61%と大幅に上昇しております。給与の問題やお見合い、おせっかいな方が少なくなった

などの理由もあると思いますが、最近のアンケートでは出会いが少ないといった答えも多いようです。特に秩父地域では人口も少ないわけですので、出会う確率も低くなるものと思います。こういった支援も強化することで結婚者がふえれば、少なからず出生率も上昇することでしょう。

そういった中、子育て支援を今後も集中して続けたとして、合計特殊出生率が上昇したり、出生者数が増加傾向になったとします。これはこれですばらしいことだと思います。しかしながら、子供が育ち、大人になったら町から出ていってしまうのでは、町の施策として支援していた意味はありません。家庭でいえば、実家が農家だから、東京の大学で農業を学んで家を継いでくれると思って学費や家賃を払っていたけれども、卒業後に都内で勤めてしまい、そのまま結婚し、都内に定住してしまうということも大いに考えられるわけです。現在行っている支援は、子育て支援は何のためにやっているのか。もちろん日本全体で考えれば、子供がふえることで人口減少に歯どめをかけられますが、長瀨町として考えると、投資だけして利益が出なかったのと同じではないでしょうか。

私は、子育て支援は子供を産み育てやすい環境づくりをすることで出生者数をふやすことが目標ではなく、ここは通過点だと考えます。その先の大人になってからもこの町に定住してくれるようにするためにはどういったことが必要なかを考えなければならないのではないのでしょうか。例えばですが、郷土愛を育むためには、小さいときから地元の会社見学や職場体験、歴史を知ることなども必要だと思います。また、地域の住民との触れ合い、お祭りなどへの参加、文化関係の方との交流なども必要だと思います。あるデータでは、若いうちから地元行事に積極的に参加することで地域社会の一員という意識が芽生え、地元での就職率も高くなるそうです。そういった方法も考え、小さいころから将来もこの町に住み続けたいと少しでも思っていただけのような施策も必要なのではないのでしょうか。そう考えると、一貫性のある総合的な戦略や計画が必要なのかと思います。

次の地域外からの移住と定住促進ですが、これらは前も話しましたが、秩父地域で争っていても意味がありません。今の秩父地域を見ていると、地域内のどこかが新たな支援を始めると、それではうちもといったように、結局のところどこも同じような支援になってしまいます。秩父全体が過疎地域なので、本来は地域外に向けてうちの町はこういった支援をしているので、移住してみてもという施策を唱えるはさすが、どこも同じような施策では、秩父地域内の自治体の負担だけがふえるだけのような結果になっているような気がします。これもぜひ地域内の首長方とも話し合っていていただいて、秩父地域でもそれぞれの自治体ごとに特色もあるわけですので、そういった独自の移住促進施策を検討していただくことが望ましいと考えます。

そして、定住促進については、今長瀨に住んでいる方がなぜ町外に出てしまうのか、そういった意見にしっかりと耳を傾け、対策を練っていただくことが必要だと思います。出ていく理由が例えば結婚であったとしても、この町にそれ以上の魅力があれば定住してくれるかもしれません。また、子育て支援の充実による移住促進は、その子供が大人になってからも支援が魅力だと感じれば定住促進にもつながります。

3つ目の観光による地域と経済の活性化ですが、もしも長瀨に観光がなかった場合、例えば、名前を出して関係者の方がいらっしゃいましたら申しわけございませんが、お隣の群馬県に板倉町という、人口は長瀨の倍以上の町がありますが、ご存じの方がどのくらいいらっしゃいますでしょうか。神奈川県に愛川町、4万人以上が暮らす町ですが、ご存じの方はいらっしゃいますでしょうか。私の勉強不足ではあると思いますが、私は初めて聞いた名前でした。私が言いたいのは、これらの町がどうのこうのというのではなく、県外から見ると知名度の低い市町村まで知っている方は少ないわけです。それは何を意味するのか

といいますと、観光に行くとしても、移住を考えたとしても、まず知らない土地は選択肢にすら入らないということではないでしょうか。そういった面から考えても、秩父、長瀨は特に関東圏では有名な地名であります。それは皆さんの経験の中からもよくわかっていると思います。国の名勝天然記念物があるこの長瀨町だからこそ、年間250万人を超える観光客が訪れるわけであります。この地名度をしっかりと生かし、観光系の企業誘致や個人の移住、定住促進にもつなげていただき、地域での消費をふやすことはもちろん、観光業での雇用、収益を増加させ、それに伴い町税に還元させるという経済の循環による活性化をつくり上げていただければと思います。

長くなってしまいましたので、再質問をさせていただきたいと思います。先ほど3つの総合的な子育て支援、また地域外からの移住、定住促進、観光による地域と経済の活性化についてお話をいたしました、これを聞いた中で町長の見解やご意見を伺わせていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま岩田議員のほうから資金が潤沢ではない中というお話をいただきました。町の内容と申すか、そのようなことを十分に熟知している中でのご質問をいただき、本当にありがたいなと思っているところでございます。その中でいろいろな細かいお話をいただきましたけれども、この中にございました内容は全て長瀨町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でご説明をしてあると思います。多分議員の手元にもこの冊子は届いていることと思いますので、こちらを見ていただきますと、これから長瀨町がしっかりと取り組もうとしている事業は全てこの中に載っているわけでございます。

その中で少し細かくというお話でございますので、答弁をさせていただきます。まず、子育て支援についてでございます。出会いの場の創出から結婚、妊娠、出産、子育て、また子供の教育に至るまでの一貫した支援を行うために取り組みといたしまして、子育て中の母親に対して育児の不安を解消するための訪問や相談などをきめ細かく実施して、母親の孤独感や負担感を解消することを重点に置きまして今後事業を実施していきたいと思っております。

また、経済的な支援でございますが、出産祝金や子育て支援金の交付、こども医療費の支給年齢を18歳までに拡充させていただきましたけれども、そのような経済面に関してもしっかりと支援を行っていききたいと思っております。

また、放課後児童クラブの充実とともに、放課後子供教室の実施や学力アップ塾の設置などを行いまして、これはこれから行う事業でございますが、教育面での充実も図っていききたいと現在皆さんと案を練っているところでございます。

また、子育て支援を充実することによりまして出生率の増加を図り、支援策を充実することによりまして移住、定住の促進も図れ、子供が多くなりますとともに、町も活性化できるのではないかなと考えているところでございます。

子育て支援を推進するため、平成27年に長瀨町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。こちらも多分議員お目通しだと思いますけれども、この計画に基づきまして各種事業を推進をしてまいりたいと思っております。

また、ことしになりまして、役場の中に各課より委員を選出し、若者の定住促進及び子育て支援に関する調査研究を進める長瀨町未来づくりプロジェクトチームを立ち上げ、さまざまな支援事業の研究並びにチーム委員の発案を生かすべく協議を進めておりまして、縦割りではなくて横の連携を密にして、全庁を

挙げて子育て支援の充実を図っていこうということだけでただいま会議を進めていただいているところでございます。先日第1回会議の中身が私のところに上がってまいりましたけれども、その中にいろいろな施策を職員が考えて持ってまいりました。この中で斬新的なもの、使えるものは随時使ってまいりたいと思っております。

続きまして、移住、定住の促進でございますが、移住、定住の施策につきましては他の自治体でもいろいろと行っておりますが、長瀬町でも現在若者をターゲットにした移住、定住の促進を重点的に行っております。若者が移住することによりまして出生数の増加や、若者は生産年齢層でございますので、町民税の増額も図れるのではないかなどということも考えまして、支援事業を行っているところでございます。これも今後しっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、若者以外の定住促進策といたしましても、今考えておりますものは、例えば空き家を活用した農家レストランの開設や職場がなくても移住できる人、例えば芸術家であったり、手に職を持っている方などの移住を進めることも今後の検討課題となるのではと考えているところでございます。

この移住、定住につきましては、議員もご承知のとおり、ふれあいフェスタの際に移住定住フェアというのを開催いたしまして、大変人気でございましたけれども、この中から若干ではございますが、興味を持っていただいた方もいらっしゃるようでございます。今現在どのような状況になっているかまだわかりませんが、問い合わせは来ているというお話は聞いております。

それからまた、観光振興による地域経済の活性化でございますが、近隣町村でもどこでも行っているような中で、パイの奪い合いをというような形になってしまうわけでございますが、長瀬町の場合には幸い近隣町村にはない観光というものがございますので、総合戦略の基本方針でも観光産業を軸とした地域の雇用の創出をこれからしっかりとやっていきたいということで、長瀬町の自然景観、史跡の保存、観光施設などを整備、PRを実施し、多くの観光客に訪れていただくことによって地域経済の活性化、発展に資するような観光振興を今後進めてまいりたいと思っております。先ほども他の議員からもお話がありましたけれども、260万人観光客が来ているというお話でございます。その中でこの観光がぜひ長瀬町の財政を潤っていただけるような方向に進んでいけるように、町としても、また観光協会としてもしっかりと手を結んでそのような方向に進めていきたいとお互いに話し合いをしているところでございまして、先日も観光協会会長にもそのようなお話もさせていただきました。そのようなことで町と観光協会ともしっかりと連携をしてみたいと思っております。そのようなことでよろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前10時40分

再開　午前10時50分

○議長（新井利朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、岩田務君の質問を続行します。

○4番（岩田 務君）　先ほどの町長の答弁にもありましたが、やはり子育て支援は重要であり、この町の現状を考えますと、移住、定住促進、そして観光地長瀬を最大限に生かし、町の経済活性化を進めることが必須条件だと考えます。先月参加した勉強会では兵庫県の明石市長にお話をいただきましたが、明石市

は減り続けた人口が下げどまり、4年連続で増加しているようです。これは、市長が腹をくくって子育て支援に予算をシフトしたからだそうで、移住による人口増、子育て支援による出生者数の増、本のまちを目指し、貸し出し冊数増とやはり具体的な数値目標を掲げたようです。また、子育て支援の拠点づくり、所得制限なしの保育料第2子以降無料化など、住みたいまち、住み続けたいまちにするための施策の結果のようです。ここで所得制限なしなのは、所得制限にかかる方は給与が高いわけで、そのほかの税金も多く納めている方であり、そういった層の方にも移住していただきたいからだと思います。そして、人口が増加することで地価も上昇、住民税、固定資産税が増加、健全な自治体の運営ができる状態になり、住民サービスの向上につながり、好循環となっているようです。

さらに、子育て支援と移住施策等を考えると、例えばICTを活用し、教育現場を魅力化して地域の学校を守るといったことを進めているまちもあります。学力レベルの向上を目的としているようですが、例えば長瀬中学校の学力が県内でも高いといったことが広まれば、それも移住促進につながるのではないのでしょうか。

次の観光についてですが、この町にある自然の遺産をさらに磨き上げることによって、まずはもっと観光客に来町していただき、知名度もアップさせていただければと思います。以前にもお話ししましたが、工業の企業誘致は土地柄難しい中、ホテルや加工工場など観光にかかわる会社などは、これだけの知名度のある地域ですので、これからも積極的に誘致すれば少なからず脈はあると思います。私の周りの方でも場所があれば出店したいという方は直接話してくれた方だけでも3件ありました。しかしながら、やはりこの町の特に観光の中心地には出店できる場所がありません。この問題を解消することでもかなりの数の店舗がふえることも予測できます。何度もお話ししております土地の利用計画ですが、つくらなくてもいいから、つくらないのではなく、企業を誘致するにも店舗を誘致するにも誘致する場所がなければ来てもらえませんが、ぜひ必要と判断し、計画の策定を進めていただきたいと思います。

さて、残りの2点ですが、町の魅力に関して、もしも長瀬から岩畳等の観光資源がなくなった場合にこの町はどういう状態になるかを考えたことはありますか。12月半ばごろ、もう少したつたころ、閑散期のように駅前には人通りはなく、シャッター街の商店街、宝登山やアルプスにハイキングに行く方が数名いる程度、地域ににぎわいも活力もなく、訪れた方のリピーターはいなくなり、町に魅力もないことから、若者は地元離れが進行し、あっという間に限界集落になってしまうのではないのでしょうか。

本題となりますが、やはり地元の住民にとっては観光地であることは誇りであっても日常であると思います。観光がないと考えたときの住民にとっての魅力のあるものが必要だと考えます。それは魅力のある全年齢が楽しめる公園であるのか、インターネットなども利用でき、世代間交流のできる場がある図書館なのか、またはきれいに整備された散策しやすい歩道なのか、ぜひ皆様の意見を参考に観光以外の魅力についてもご検討いただきたいと思います。住民が誇れる魅力は住民以外の方から見ても魅力になり、これらも移住や定住にもつながっていくことだと思います。

最後の高齢者にも暮らしやすい町についてですが、これからはさらにこの世代の層がふえる予測となっておりますので、こちらも重視しなければなりません。私が考えるには、一例ですが、町に安心して入れる介護施設があることなのか、利用しやすい公共交通があることなのか、高齢者になっても楽しめる生涯の場があることなのか、昔ならではの近所づき合いができる町であることなのかなど考えますが、これらはもしかすると高齢者の方が考えている暮らしやすい町とは異なるのかもしれない。例えば日本経済新聞社などではシニアにやさしい街ランキングなどを出しております。高齢者の就労率、ボランティア

の参加、医療、介護、認知症対策、生活支援などから順位をつけております。こういった資料も参考になると思いますが、その世代の方ならではの考え方もありますので、ぜひそちらも皆様のご意見を聞きながら、住みやすい、暮らしやすい町にさせていただきたいと思っております。

目標を明確にし、この町の将来像をしっかりと町民の皆様を示していただくことが必要だと考えます。私の考えとしてですが、今までお話しした5つのことを進めることで、生まれたときから始まり、高齢者になってからも続く総合的な施策となり、これらの内容によってはどの世代の方から見ても魅力のある町だと感じていただけることだと思います。平成28年度町長施政方針の中で取り組んできた施策があると思っておりますが、これらの施策の効果と検証、評価などPDCAも必ず行っていただき、平成29年度予算が住民皆さんにとってよりよいものになることを期待しております。そういったことで今回は予算や施策の重要視する方向性を伺いました。最後に、再々質問についても町長にご意見があれば伺わせていただき、質問を終わりたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

明石市の事例をただいまお話しいただきました。明石市の市長が子育て支援にお金をたくさんつぎ込むというのですか、そういったことで腹をくくったというお話ですけれども、実は私も29年度につきましては子育て支援をしっかりとしていきたいという思いで現在予算を作成しているところでございます。限られた予算ではございますが、そのような中でまた3月に提案させていただきます内容を見ていただきたいと思っております。よく7番議員に総花的ではなくというお話をいただきますけれども、確かに総花的ではなくて、このような重点施策に力を入れるということは今後は必要ではないかなと思っているところでございます。

そしてまた、観光の面でございますけれども、観光客がたくさん訪れていただくのには長瀬に来て目新しいものもやはり必要になると思っております。そのような中で今現在長瀬町には観光関連のお店を出したいとか、ホテルを建てたいとか、そのような引き合いが何点か来ております。そういった方たちを逃さないように町としてもしっかりと後押しをしていきたいという思いの中で今現在交渉を進めているところでございます。どちらに転ぶかまだわかりませんが、そのようなことで町でも観光施策につきましてもしっかりと進めているところでございます。ということで、観光はもちろんですけれども、子育て支援、そして移住、定住、これは29年度にはしっかりとした施策を考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、岩田議員から5つのご提案をいただきました。先ほど3つは回答させていただきましたけれども、あとの2つについて回答させていただきます。総合戦略のアンケート調査でも公共施設の整備に力を入れてほしいとの要望も多く、公園の整備や図書館の建設、公民館や保健センターも老朽化し、改修する必要があります。今後公共施設の整備計画を作成して、こちらについても進めていかなければと考えているところでございます。また、公共施設等総合管理計画は策定しておりますので、その中で既存の施設を改修するか、新たに複合施設として建設するかも含めて検討することになるかと思っております。いずれにいたしましても多額の予算がかかることが予想されますので、しっかりと計画をし、住民のための施設として計画をしてまいりたいと考えております。町民が誇れるようなものができたらいいなという思いでおりますが、何分予算がかかることでございますので、その中でしっかりと精査しながら進めさせていただく腹づもりでおりますので、よろしく願いいたします。

それからまた、長瀬町も本当に高齢化社会になってまいりました。これからますます高齢者が多くなることが予想されるわけでございます。そのような中ではつつとした生活が送れますよう、また生きがいや健康づくりに力を入れて、高齢者が住みなれた地域でいつまでも生活ができますよう、在宅サービスの充実、また住民主体的な活動を支援していきたいと思っております。これにつきましても29年度はしっかりと力を入れていきたいと思っております。また、在宅のみならず、長瀬町岩田区にサービスつき高齢者住宅が建設されたようでございますが、また新たに長瀬中心地にサービスつき高齢者住宅ができるというお話も伺っております。そのような中で、お年寄りがそうしたところも利用しながら長瀬町で終末を迎えていただけるような、そのようなことができたらいいなと思っております。いずれにいたしましても、今後も引き続き健康な高齢者にその健康を維持し、さらに増進を図るための保健、福祉、生涯学習などの事業をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

また、介護が必要な方には介護保険事業のさらなる充実を図り、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されます地域包括ケアシステムの推進など、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。これらの目標を掲げました長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を平成27年に策定しておりますので、その計画に基づきまして高齢者福祉、介護保険事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、介護、老人、そしてまた子育て支援、それらのものにつきまして町としても計画を立てておりますので、それらの計画が絵に描いた餅にならないように、しっかりと進めていくように職員の皆さん一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、職員の定数管理について町長にお伺いします。

役場内の仕事量は、新たな行政需要や国、県からの権限移譲などにより増加していることは想像できます。しかし、仕事内容等はデータ化され、OA機器による効率化が図られていると思われれます。そこで、長期的展望に立ち、職員数削減の目標を定めて実行すべきと考えますが、次の点につきお伺いします。

1 番目、定数減による財政健全化における支出削減効果について。

2、少数精鋭制による個々の作業効率の向上効果について。

3、職員のモラル向上と意識改革の進め方について。

4、職員の定員管理計画の策定と公表について。簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の職員の定数管理についてのご質問にお答えいたします。

まず、1の定数減による財政健全化における支出削減効果についてのご質問でございますが、当町では以前よりスクラップ・アンド・ビルドによる定員の縮減と増員の抑制、勸奨退職制度の導入による職員の新陳代謝、給与の適正化等を行い、公費の支出削減に努めているところでございます。例といたしまして、10年前の普通会計決算ベースの職員給与費の状況と比較いたしますと、平成27年度は3億9,472万9,000円の支出、10年前でございますね。平成17年度、5億4,573万6,000円の支出となっておりますので、10年間

で約1億5,000万円の支出削減となっております。なお、職員1人当たりで計算いたしますと、約73万円の削減でございます。

続きまして、2の少数精鋭制による個々の作業効率の向上効果についてのご質問でございますが、現在の職員数は84名で、10年前の平成18年度の96名と比べてみますと12名の減員となっており、極力定員の抑制を図っております。しかし、ただ単に人数を減らしたのみではサービスの低下を招いてしまいますので、毎年事務事業や組織管理等を適切に見直しながら組織機構の簡素、合理化を図っており、また事業によってはアウトソーシングするなど、少人数となっても作業効率が図れるよう努めているところでございます。

次に、3の職員のモラル向上と意識改革の進め方についてのご質問でございますが、当町では平成27年度から今まで行っていた勤務評定に変わりまして、人事評価制度を導入いたしました。この人事評価制度の業績評価は、期首に組織の目標に沿った形での目標を職員みずからに設定させ、期末にその目標の達成度合いを評価するものであり、通常はその結果を賃金等に反映するものでございます。みずから定めた目標のため職務を遂行しようとする意欲が高くなり、労働意欲向上及び意識改革が図られるものでございます。

最後に、4の職員の定員管理計画の策定と公表についてのご質問でございますが、平成9年度から対象にした第1次長瀬町定員適正化計画を策定したのを初めとして、現在は平成28年度から平成32年度までの5カ年を期間とした第5次長瀬町定員適正化計画を策定しております。最少の経費で最大の効果を上げる行財政改革の基本に立ち、計画に基づきながら効果的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して取り組んでいるところでございます。

なお、適正化計画自体の公表は特に行っておりませんが、給与費等の支給状況等と合わせて計画の進捗状況の概要は毎年広報紙で周知しており、詳細な状況についてはホームページで平成17年度分から全て公表しておりますので、ご確認をしていただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいまの町長の答弁ですと、最大96人から84人に職員数が減ったというふうなお話だったのですが、前回私が質問したときにこのように答えています。職員が95人いたところに比べると減っている。しかし、職員数が今ふえているが、だんだん順次減らしていくような形をとっていかないと回っていかないのではないかという思いがしております。このような中で1年、2年はちょっと我慢していただいて、その後少しずつ減らしていくような形がとれればと思っているところでございます。これ前回私の質問に対しての答弁なのです。ちょっと内容が違っていると。現在84人というのは出向で出ている人を抜いているわけですか。そうでなくて84人ということですか。後で。

3点についてお伺いします。当町の人口が約7,000人強ですよ。その場合、町長は現在何人ぐらいが適正職員数と考えておられるのかということが1点。

それから、先ほど組織内の組織改革に努めというふうなお話をいただいたのですが、要するに課内の必要最少人数等を精査して算出しているのかどうかということです。例えば産業観光課では8名いなければ成り立たないと、そういうことを出しているのか。

あと、最少の経費で最大の効果を上げる町政執行というふうな発言をたびたびされていますが、財政健全化というところで先ほども1億5,000万円10年前から減になったというふうなお話いただいたのですが、これも、これは確かに私も見てわかっています。ただ、広報に定員管理のほうは年間に1回ですか、出さ

れますよね。あれについては普通会計とか一般会計とかになっていて、全体の町職員の数ではないのです、広報紙上に出ているのは。ですから、非常に見にくいと。例えばあれは町によって随分差があるのです。例えば普通会計でいくと、横瀬町が67人とかなっていたり、実際に91人いるのですけれども、会計の出どころによってちょっと違ってくると。ですから、では一体町の職員は何人いるだろうというのがあの広報では見にくいというところがあります。でも、どこもそんなような出しているのです、これはいたし方ないところかなとは思いますが、そんな点について、ちょっとまとまらない質問だったのですが、3点お願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

私の以前の質問に対する回答でだんだんと減らしますよという話だったということだろうと思いますけれども、ただいま第1の質問の回答でさせていただいたのは、10年前と今の比較をお話しさせていただきました。実は今のところ84名おります。しかし、以前もお話ししたことがあるかもしれませんが、8年間職員をとらなかったという時期があるわけです。そここのところが非常に空洞化しておりまして、今は普通にとっておりますけれども、そここのところの穴埋めができる時点になりますと84名がもう少し減らせるのではないかなというところがございます。28年度、29年の3月31日ですけれども、退職される課長が2名でございますけれども、予定としては、その翌年からは5人、そして3人、4人定年になられる方が出てくるわけございまして、その後を考えたときに、今は職員をしっかりと新人を入れて養成をしていかないとそういったことができないのではないかとということで今とらせていただいているところがございます。当然新しい方たちがしっかりと仕事ができるようになりますれば減らせるという状況になってくると思っています。

そしてまた、長瀬町人口に対しての職員が多いのではないかとということだと思っておりますけれども、実は先日産業観光課から宮城県の七ヶ宿町というところに職員が視察に行っていました。小さな拠点づくりを進めているということで、行ってきてみるよという話をしましたところ、日帰りで宮城県まで行ってくるという強行軍だったようでございますが、その七ヶ宿町は人口が1,500人だそうです。職員数が60人。ということは、長瀬町の人口に対する職員数からしてみますと非常に多いわけですが、やはり七ヶ宿町の説明でこれ以上は減らせませんというお話だったと伺っております。

それからまた、課内の人数でございますが、これは当然4月の人事異動に向けまして、この課にはどのくらいの人数が必要かということをしかりと精査して課内の人数は決めております。課長とも相談し、幹部で話し合うわけですが、そういった中で各課に対して人数がどのくらい必要かということは、これはしっかりと相談させていただく中で進めさせていただいております。

最少で最大の効果というお話でございますが、これはどこの町でもそういった答弁をされるだろうなという思いは私もいたしております。そういった思いの中で私たちも町政運営を進めさせていただいているということと解釈していただきたいと思います。

また、これは余分なことかもしれませんが、職員の中には磨けば光る人と幾ら磨いても光らない人がいる。当然能力の差もあるわけございまして、私が思いますのに自分は仕事ができると思っている職員、自信過剰な職員はえてしてなかなか能力がないなという思いがしております。そしてまた、同僚の悪口を言うような職員もこれも困るなという思いがしております。しかしながら、なかなか指導が難しいわけございまして、ここで頭を痛めているところでございますが、そのような中で人のふりを見て自分

のふりを直すというような、そういった思いの職員たちが出てきていただけたらありがたいなという思いがしております。

いずれにいたしましても、職員の削減につきましてはそのようなことで、今現在は84名で行っておりますが、いずれは80名、また80名以下でできるような時代も来るのではないかなという思いがしております。

それからまた、広報ではそういったことが見にくいというお話でございますが、これは給与のところで見いただきますと人数はしっかり出てくると思いますので、そちらのほうから計算をしていただければはっきりした人数がわかると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の答弁の中で給料の中から見ていただければわかるというお話なのですが、私なんかは多少やっているの、わかるけれども、一般町民にわかりにくいと、そういうふうな話で申し上げました。

あと、この場でふさわしくない答弁もあったのではないのかなというふうに私は感じます。次のところでまたそのことは言わせていただきます。

長瀬町は、職員数が人口1万人当たりでやると101.1人という数字が総務省の調べで出ています。今ちょっと秩父郡内の横瀬、皆野、長瀬の職員数の比較を、ご存知かと思いますが、出してみます。類似町村ではありません。類似町村は72ありますけれども、ちょっと場所的に見てもいろいろ内容が異なっているので。まず、長瀬町、7,776人、職員数私86としていたのですが、84ですね。失礼しました。これは私の間違い。皆野町、1万110人で職員数89人、横瀬町、8,536人で91人、91の中には保育所の職員も含まれています。ただし、臨時職員とかそういうのによって大分変わりはあるということなのですが、この数値だけを見るとちょっと職員数はこの3町で比較すると多いのではないかと。さらに、職員数が1985年に8,908人の人口で職員が92人だったのです。2016年現在で7,776人で職員数が84人ということで計算すると、人口は12%減っています。職員数が5.9%ぐらい減っています。ということは、人口減が12%で職員数が5.9と。職員数は人口減と同じに計算すればやはり78人ぐらいが適正なのではないか。同じ減少率で考えますと。ということで、この秩父郡内の3町と比べて多いのだけれども、その点をどういうふうに考えているのかと。

それから、総務省の調査で地方公共団体の総職員数というのがここ5年間で7.5%削減されているようです。これ総務省の調査で出ています。このことに関して、だから先ほど町長も言われましたが、さらに80人を切るぐらいに削減できるのではないかと。今までの答弁がだんだんとか、そのうちにとかいう答弁が多かったので、先ほど一応そういう人数的なものも出されましたので、それを目指してやっていかれるのが適正かなということで、2点質問、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふさわしくない答弁もあったのではないかとというお話をいただきました。私としては、苦しい中であえてこちらはお話をさせていただきました。と申しますのは、今現在この人数で長瀬町が回さなければ回っていないという状況にあるという、これをご説明させていただく中でこのような答弁をさせていただいたわけでございます。そのうちそういった方たちが定年にでもなりますとまた変わってくるという状況でございます。あえてふさわしくない答弁と言われましても私のほうでお話をさせていただいたわけでご

ざいます。

それからまた、他町村と比べてということ、これ毎回村田議員のほうから出てくるお話でございませけれども、よその町はよその町のやり方があるわけございまして、ただ人数のみでそうした比較するといのはちょっと違うのではないかなという思いがいたしております。いずれ長瀬町が人数が少なくなりましたときにはやはり私の答弁を理解していただけるかなという思いがしておりますけれども、今現在はそのような状況でございしますので、ご理解いただければと思います。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移ります。

職員の人材育成について。現在地方は国の画一的な地方行政からの脱却が叫ばれ、自治体の自己責任のもと、自立と個性発揮が求められております。行政の執行者には一般企業と同様の経営感覚が必要です。このことにより職員の効率的な執務や新しい情報の移入など、過去にとらわれない町政が進展されるのではないのでしょうか。そこで、庁舎内に目指す職員像や仕事訓などを掲げ、職員一丸となって町民サービスの向上を実現するため職員の人材育成が必要と考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の職員の人材育成についてのご質問にお答えさせていただきます。

長瀬町では、人材育成の基本的な方向とその方策として、平成17年度に人材育成基本方針を策定しております。この人材育成基本方針では、一般の住民感覚及びコスト意識を持ち、町民の視点で行動する職員、公務員として高い倫理観を持ち、住民から信頼される職員、住民への説明責任を自覚し、透明性の高い行政運営を行う職員、広い視野と柔軟性を持ち、行政課題に的確に対応する職員を求められる職員像として定めており、また人材育成基本方針は職員の使用しているパソコンからいつでも閲覧できるように掲示もしてございます。

この基本方針に基づきながら計画的な人事配置、職員採用、研修、異動、昇任を行い、人材育成を進めているところでございます。特に最近は団塊世代職員の大量退職に伴い、若い職員がふえていることもございますので、今年度から管理職を講師にして文書事務や財務事務の基礎的知識習得を目標とした勤務年数の浅い職員向けの研修も行いました。また、個々の職員が一定の職務範囲内で異動し、さまざまな仕事を体験しながら上位の職務に進んでいくことは、総合的な実務能力の向上を図るためには不可欠でございますので、的確な人事異動を行い、職務の拡大、充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今、町長が述べられた平成17年人材育成基本方針というものについて、これ見直しはされていないわけですね。時代が変わっていることを頭に入れていただいて、さらなる新しいものというお考えはないのかどうか。特に地方行政は企業感覚で推進すべしというふうなことがうたわれていますが、この長瀬町の人材育成基本方針というのは、言ってみれば公務員としての原則というのをうたっているような感じがします。私例えば1つだけ読みます。ある市の職員訓なのですが、市民の視点で考え、行政のプロフェッショナルとしての自覚を持って行動する職員とか、この中には随分以前の公務員としての務めというよりも、それを脱却したものがうたわれているところがあるのです。住民サービスを行うということについて人材育成基本方針というのが出されていると、パソコンでいつでも見れるというふうなお話はわかりましたが、さらにそれを改善していく必要もあるのではないかなと。時代は流れている

と。

また、今人材育成基本方針というのが私あるのを知らなかったのも、そのようなもの、そのままでも結構なのですけども、住民目線でああ、なるほど、長瀬町では職員育成をこんなふうに行っているのかということがわかるようなものがあったほうがいいのではないかなというふうな気がします。

まず、企業感覚という点をどのように取り入れているかという点と、町長は女性目線ということによく言われていますので、職員のモチベーションを上げるために女性目線ということを気をつけている点がありましたらお願いしたいと思います。

以上2点について。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

時代が変わっているのだから、見直しを図るべしというお話でございますが、確かにもう10年以上たっているわけでございますので、見直しはするべきかもしれませんので、こちらにつきましてはまた検討させていただきますと思います。

それからまた、ある市ということではどちらの市だかわかりませんが、事例をお話しいただきました。これは、今私の申し上げました基本方針と幾分似ているのではないかなという思いがいたしております。言葉遣いがちょっと違うだけで、基本的には同じではないかなという思いがいたしました。

また、今若い職員がたくさんふえているわけございまして、その若い職員が大変意欲的にさまざまな研修に参加をしております。この若い職員たちが育ってくるとまた違った町ができるのではないかなと期待をしているところでございます。今の若い人たちも結構勉強しておりますので、そのような中で私としても期待をしているところでございます。

それからまた、女性の目線というお話でございます。当然女性町長として私の目線で行政運営を進めさせていただいているわけございまして、そのような中で柔軟性を持つととか、あとは私も自宅に戻りますと主婦でございますので、主婦的な目線と申しますか、やわらかさというのですか、そういったようなことでいろいろと、職員に接するときもそうですけれども、だからといって仲よし会では困るということは、常々こちらにつきましては心がけておりますけれども、話しやすいととか、そのようなことは私としては心がけております。職員が言いつらいような長では困りますので、何でも話をさせていただくような形に持っていきたいと常々思っているところでございます。

また、職員のモチベーションを上げるということでございますが、そのようないろいろな話ができるという中で、私としてはよい意見につきましてはやってみようがよいとか、これは無理だよとか、いろいろと女性の感覚も取り入れながら話をさせていただいておりますので、その中で職員もやりやすいと、私が言うのもおかしいですけども、女性町長でそのような点もあるのではなからうかと私としては思っているところでございます。

いずれにいたしましても、この三、四年非常に退職者がたくさん出てくるわけございまして、その中で若い職員がどのように育っていくか、職員を育てるのも私たちの務めでございますので、そのところをしっかりと進めさせていただく所存でございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほど例を挙げたのは1項目だけなのです。例えばその市では前例にとらわれず積極的に業務を改善する職員とか、同じようなものと言われたのですが、まだ中を見ればかなり内容が変わ

っているということなのです。ちなみに、今出したのは南足柄市。それから、こんなふうなのよく出しているのが倉敷市等について見ていただければ、幾らか新しい感覚というのが出ているのではないかなと思います。

それはさておいて、町長のこれも以前の発言なのですけれども、ちょっと長瀬町の町職員と申しますか、少し奥ゆかしいと申しますか、どんどん表に出られるような職員であってほしいなという思いが今したところでございますというふうに言われたことがあります。また、町もだんだん少しずつ変わってきているのではないかと、手前みそになりますか、そのような思いがしております。じわりじわりと効果が出てくることを期待しながら、職員とともにこの町をしっかりと守っていきたいと思っておりますというふうな答弁されたことがあるのです。内容的にちょっと抽象的なお言葉になっているのではないかなと、じわりじわりとか、だんだんとかいうことでは。やはりこういうものに対してはある程度目標、数字的なものというのが必要なのではないかなと。

それはさておいて、役場というのは、ちょっと難しい言葉なのですが、互助融和、これ内容的には後で調べてください。あと、新味改善、言葉的にちょっと何かわかりにくいことなのですが、これが職員の基本となることではないのかなと私思いますが、その中で町職員は住民に、これどこでもそうなのですが、やって当たり前という意識を持たれていると、それからありがとうという言葉が返ってきにくい職種と言われています。何を聞きたいかという、窓口対応等でどのような接遇研修を行い、それをどのように評価しているのかということ。

あと1点は、多分職員さんはいろんなことに関して苦情とかが来たりすると思います。一生懸命やっているのに何だとか、税金でやっているのではないとか、そういう言葉がかけられることがあると思いますが、先ほどの町長の発言にちょっと問題もあると言ったのは、職員さんというのはトップの、要するに育成といいますか、これが例えば職員に非があったときはやはりトップが非があるのだというふうなことが考えに、基本になくなくてはならないのではないかなと思いますので、先ほどの発言、またはちょっと能力のない人もいるけれども、それを使わなければいけない台所事情があると言われたことについて、それは確かにわかる場所もありますが、やはりそれは責任としてトップ、管理者の責任と思われているのかどうか、接遇研修、その2点についてお伺いして、よりよい窓口対応等ができればいいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

職員に非があるときにはトップに非があるというお話をいただきました。公務員はやめさせることができません。私のほうからやめてくださいということは言えない、これが非常に私としては苦しいところでございます。おかしいなという思いがして、病院に行ったらどうかというお話をさせていただいた職員もでございます。そうしましたら、俺はどこも悪くないという回答をいただきました。ということは、なかなか難しい職員もいるわけでございまして、そういった人の、当然トップに非があると言われましても、私としてはこういった事例はちょっと責任は持ちかねるという状況でございます、ここにつきましては。本当は病院に行つてほしいなという思いがしております。

ですので、そういうこともあるわけでございまして、その中で窓口対応の話をいただきました。この窓口対応につきましては、町村会のほうで職員研修をしっかりとやっていただいております。この中で窓口研修という研修もございまして。そういったところに職員は研修に行っております。町としても課長さんた

ちがいろいろと注意をしたりすることもあるかと思いますが。直接私のほうに話しに来られる方もおります。そういった方に対しまして私のほうから職員のほうに注意をするということもございます。しかしながら、基本的には町村会のほうで研修をしていただいているというのが現状でございます。

また、以前私が職員のことで奥ゆかしいとか、変わってきているという話をさせていただいたというお話をいただきました。先ほど私の答弁でも若い職員が育ってきているという話をさせていただきましたけれども、この職員たちが非常にしっかりしておりますので、これからは若い人たちにもしっかり期待をしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいまの質問については終わったわけですが、私も公務員時代に接遇研修というのを受けました。非常に自分の接遇ができていなかったというのは実感したわけですが、だんだんそれを忘れて今のようになっているわけですが、やはり接遇研修というのは役場庁舎内でも必要なのではないかなと。課長さんが指導しているって、課長さんが接遇ができていのかどうかというところはありますよね。

次に移ります。人口減対策について、企画財政課長にお伺いします。少子高齢化は当町にとって緊急の課題となっておりますが、ほかの自治体と同様に妙案がないというのが現実かと思えます。しかし、手をこまねていることはできません。長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に4点の基本方針が掲げられていますが、最重要施策は何か、平成52年に6,700人台の人口規模の維持が実現可能なのか伺います。また、人口減に歯どめをかける移住、定住施策としての具体策をどのように展開し、何年後にどのような成果が期待できるのかをお伺いします。時間がないので、簡潔にお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合戦略基本方針の項目で何が最重要施策かのご質問でございますが、基本方針は人口減少を克服し、活力ある長瀬町を今後も維持するため長瀬町が目標とすべき将来の方向を定めるもので、どの項目が最重要ということではなく、全てが重要な項目として計画を策定しておりますので、この基本方針の項目を総合的に進めていくことになると思います。

また、平成52年に6,700人台の人口規模の維持が実現可能かということでございますが、現時点では判断はできませんが、その目標の実現に向け計画を進めていくことになると考えております。

また、移住、定住施策についての具体策をどのように展開し、何年後にどのような成果が期待できるのかのご質問でございますが、移住、定住につきましては基本方針2で新しい人の流れをつくり出す定住、交流の活性化を目指し、U I J ターンの推進では空き家調査の実施による空き家の活用、空き家バンク事業の推進や空き家情報の提供による移住の促進、若者定住促進、宅地分譲事業の推進、移住、定住の促進を図るためのPR、経済支援では住宅取得奨励補助事業、リフォーム資金助成事業、住宅ローン提携などを実施し、移住、定住の促進を図るものでございます。この基本方針をもとに進めることとなります。

何年後にどのような成果を期待できるのかにつきましては、重要業績評価指標、K P I でございますが、これにより平成31年度までに移住者の目標件数10件、住宅ローン提携2件となっておりますので、その目標が達成できるよう各種事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今課長の答弁、大体そういう答弁かなと思っていたわけなのですが、今までの議会でも何回か同じようなことについて質問したわけですが、時間もないので、このような答弁をしたというのは今回述べませんが、移住、定住については先ほど4番議員が質問したところありますが、私も出かけるのが好きなので、いろんなところでいろんなところを見てきます。特にことしは福知山市、それから津和野町。津和野町については、人口が1万5,000ぐらいあったのが今7,000を切ったぐらいかな。非常に観光地として、小京都として有名ですよ。ただ、郊外に行くと非常に人口が少なくなっている。ここでは、両市ともそうなのですが、空き家バンクと、これも前に言いました。ホームページに出ています。例えば福知山では多分166件今出ているのですが、それが虫食いのように移住者が入っています。長瀬町もホームページに掲載すると前回企画財政課長言われましたよね。ホームページにそういうのを出すのだと、空き家バンクを出すのだということを言われました。これどこまで進んでいるのですか。もう掲載されているのですか。されていないとしたら、いつどういうふうにするのか、空き家バンク等について。

それから、観光産業の移住者施策を進めたいと言っているのですが、観光産業の移住者施策、具体化しているのかどうか、これについて。

あとは、人口増、人口減の歯どめと言ったらいいですが、切っても切れない雇用の場の確保という点で、岩田地区の企業誘致予定地というのがあってと思います。あそこを走ればいっぱい草が生えているので、わかると思うのですが、これ企業誘致訪問、要するに企業を訪問したりどのぐらいしているのか。また、その地主さんに説明会をどの程度行っているのか。特に、あそこだけということではないと思うのですが、企業誘致では積極的な働きかけがなければ誘致できないと思うのです。その点について。

それから、3点目なのですが、当町は過疎地域自立促進特別措置法に該当する地域ですか。もし該当しているのだとすれば、その特例による恩恵は受けているのかどうか。

もう一点、農林水産省で農村活性化人材育成派遣支援モデル事業とか、田舎で働き隊、地域おこし協力隊というふうな事業、また集落再編整備事業費補助、過疎地域等自立活性化推進事業補助などを打ち出していますが、これらを活用したことがあるのか、それから活用していく見込みなのかについてお伺いします。今すぐわからなかったら後で結構です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 何点かご質問があったと思いますが、中には私の所管でなく産業観光課の所管もございますので、私が答えられる範囲で答えさせていただきます。

まず、空き家バンクについて町のホームページに掲載されているのかということでございますが、町のホームページにはもう既に掲載をされております。その中で空き家バンクというバナーがございますので、そこを開いていただきますと空き家情報が載っていることになっております。

また、町では同じホームページの中に長瀬町で暮らしてみませんかというバナーが設けてあります。ここを見ていただきますと、移住、定住の例えば補助金や子育て支援など、関係課で行っております支援事業を総合的に掲載していますバナーがございますので、その辺を見ていただければと思っております。

また、過疎指定につきましては長瀬町指定を受けておりませんので、この補助金については活用できない状況でございます。

それと、工業導入地域につきましては産業観光課のほうになりますので、そちらのほうから。

以上です。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

農村工業導入地区ということで指定してある地区が岩田地区にございますけれども、企業誘致に関してトップセールスですか、とか町のほうから直接企業のほうに行き行ってセールス活動を現在は特に実施してはおりません。現在岩田地区の工業導入とか、先ほど町長からもありましたけれども、各種関連企業から町のほうに対して問い合わせ等が来ている企業も数社おりますので、そちらのほうの現在対応を行っております。町のほうにお話があった企業には対応しているということでございます。

○5番（村田徹也君） 地主さんへの説明会。

○産業観光課長（横山和弘君） それから、地主さんの説明につきましては、現在町に直接所有者からというお話は来ていないのですけれども、現在入っている企業さんの奥に平成の初めごろに拡張した区域がございまして、そちらのほうは確かにもう二十数年来そのような形で企業が入ってきていないという現状がございまして、そちらについては、確かに地元の説明は現在しばらく行っていない状況でございましてけれども、現在岩田の工業導入地区内を候補地として企業が参入したいというお話がございまして、所有者の方にはこの情報をお伝えして説明して、ご理解をいただいきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 企業に話しかけをしないで向こうから来たらというのはちょっと積極的ではないかなと。

それからあと、農山村の農林水産省のほうのたくさん行っている事業は、これ1週間程度子供たちを受け入れてとか、そのような簡単な事業もありますので、そんなふうなこともやってみたらいかがということでもたご紹介をしておきます。

さて、再々質問です。旧雇用促進住宅跡地、これは住宅地としてふさわしいので、整備を進めていきたいという答弁がありました。お医者さんが近くにあるとか、商店があるか、そのような答弁も中にありました。これ全然遅々として進まないというのはいかがな理由なのかということが1点。

それから、第二小学校区に住宅取得奨励補助金をふやすと、これは町長の発言です。企画財政課長が答えるのは難しいかもしれませんが、これは平等性に欠けるという点で町民のクレームが出るような気がします。本当に実行していただけるのかどうか、この2点についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

雇用促進住宅跡地の整備が遅々として進まないということでございますが、現在どういうものにすべきかということで検討を開始しているところでございます。町長のほうも子育て支援施設なんかいいのではないかとございますので、そういった点で今補助金の活用も含めてその辺を検討させていただいているところでございます。また検討がある程度できましたらお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○5番（村田徹也君） 第二小学校の。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 第二小学校の特別というか、奨励補助金につきましては、今現在につつま

しては特段やっておりません。普通の通常の補助対応で町内全部同じ補助率でやっております。特に先もあるかどうか、まだ町長のほうの正式な考えを聞いておりませんので、今のところは現在のままで進んでおります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の件に関しましては、住宅地としてふさわしいので、整備を進めていきたいということはなしになったということで、これから検討していくということですね。後日その理由をお聞かせ願いたいと思います。

第二小学校区については、こういうふうにしていきたいというふうな町長の発言だったわけですが、これについてもあのときぱっと言っていたいたのではなくて、そういう方向で進むのかどうか後でお聞かせ願いたいと思います。

時間も大分迫っているようなので、4番目の町民の体力向上対策について、教育長にお伺いします。町では、スポーツ推進条例を制定し、町民の心身の健全な発達を図るとしています。文科省では、小学生から高齢者まで同一の内容の新体力テストを実施し、その結果を公表しています。しかし、当町では町民にその結果が公表されていないので、その状況を知ることができません。そして、その実施率も高齢者では上がっていません。壮年の世代からみずからの体力を知り、その後の体力ケア等で体力低下を防ぐ意味からも、多くの町民が参加できるような工夫が必要かと思っておりますので、今後の取り組みを伺います。

また、他の自治体では特に高齢者の体力維持や向上を図るための運動等も考案されているようです。高齢者が増加傾向にある我が町では、社会教育として有効な講座を開設し、町民が元気で明るく暮らせる町を実現させる手だてをお伺いしたいと思います。再質問したいので、短くお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新体力テストの今後の取り組みについてのご質問でございますが、文部科学省では6歳から79歳までを対象に、平成11年度から国民の体力を経年的に追跡するための各年齢層共通のテスト項目を設定しました新体力テストを実施しています。小学生、中学生は体育の時間で実施し、町では20歳から79歳を対象に毎年広報や体育協会加盟団体等へ参加者の募集を行い、中央公民館で実施しております。年1回平日の夜間の実施のため、参加者は例年20人前後となっております。このことから、来年度以降は多くの町民の方が参加しやすくなるように開催回数や曜日、時間帯、また健康福祉課で高齢者を対象として事業を行っている場所へ伺い実施するなど、健康福祉課との連携を検討していきたいと考えております。

次に、高齢者の体力維持や向上を図る有効な講座の開設についてのご質問でございますが、私たちが健康を維持するために欠かせないものがスポーツ活動であります。適度なスポーツ活動は気分転換やリフレッシュの役割を果たすことから、心の健康の維持にも有効に作用します。このため毎年スポーツ教室を開催していますが、その中には高齢者が無理なく楽しめるスポーツもございます。一昨年度にディスコンという体育館で行うニュースポーツで円盤をポイントを目がけて投げる、または滑らせるかしてポイントに近づける、言ってみればカーリングのような競技を開催いたしました。そのときの参加者が中心となって、今では体育協会に加盟し、会員も20名を超えて、月5回程度の活動を行っております。また、昨年度はバタンクというグラウンドで行う競技で、鉄製の球をポイント目がけて投げてポイントに近づける競技を開催しました。やはり定期的に続けている方がおります。今年度は、障害者の方でも楽しめるパラスポーツ

体験会を開催し、障害者だけでなく指導者養成も含めまして、介護施設の職員の方も参加しました。そのほかにも中央公民館の講座や体育協会でも幾つかの部会では教室を毎年開催しております。今後におきましては、特に高齢者の方がスポーツを始めるきっかけとなるような教室を開催するには、身近な場所で手軽に参加できることやなれ親しんだ人たちと一緒に参加できることが大切だと思います。そのため地域ごとの開催や地域住民のニーズに合ったスポーツ教室、健康教室などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、はしょって再質問します。

ロコモティブシンドロームという言葉はお聞きだと思うのですが、予防のロコトレと随分騒がれています。今要するに長瀬町では社会教育から健康福祉課、これを一貫して同じように考えてやっていかなければ、高齢者はどんどんふえていくということなので、若い世代から運動とはどういうものかと、そういうものを知識を与えるような私は講座が必要ではないかというようなことを言っているわけです。

隣町の寄居町では、日本陸連の強化委員長は寄居町の人です。そういう人に競歩、歩くとか、歩くところにいるのだ、何がいいのだ、どういうふうに歩いたらいいのだと、そういう知識がなければ、では散歩している人にあなたは何のためにやっているの、健康のため、ではどういうふうがいいの、とにかく歩けばいいのだぐらいの知識しかないと思うので、そのような講座がぜひ必要ではないのかなと。

埼玉県では、健康長寿埼玉モデル事業というのを開催しています。昨年度は、滑川町で100人参加してやりました。それから、公益財団法人埼玉県健康づくり事業団というのがあります。これは、横瀬町でも秩父市でもその講座を開催しました。では、高齢者が物を握れなくなるのはどういう体操をしたらいいかと。それ実際にやっていただくと。どういうわけかと。そうすると、それをうちに持ち帰ってそういうのをできると。そういうものをぜひこの町でも開催して、高齢者だけではなくスポーツについて、運動は身体に対してどんなよい影響を与えるのだというふうな講習会で、なおかつ教育委員会の担当職員さんに例えばロコモであるとか、コグニサイズだとか、シナプソロジーというふうな体操があると、こんなふうな研修を受けていただいて、ぜひもしかしたらスポーツトレーナーの資格でも与えるような、そのときお金がかかっても、将来的に考えると町のためになるのではないかなと。そのような取り組みを町としてやっていけば、秩父地域の中でも健康に関して先駆的な地域になるというふうなつもりでやっていただかないとこの高齢化は防げないと思いますので、教育長にまとめて再質問ということでご回答をお願いします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員さんの再質問にお答えいたします。

いろいろご提案いただきましてありがとうございました。確かに社会教育で取り組んでいる社会スポーツについて、公民館の講座等で参加者が少ない、特にどこでも言われている来てほしい男の人たちが少ないというような課題等もございます。その辺を勘案しながら、ただいまご提案いただきましたことについてこれから研修を深め、より多くの町民の皆さんに参加していただけるような講座を開設して、議員さんの言われるような秩父郡市で先駆的な取り組みを長瀬はやっているよと言われるように一生懸命頑張っていきたいなと思います。その節はご支援をいただくとありがたいなと思います。いずれにしましても町民ファーストで頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後零時06分

再開 午後1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村勉です。まず最初に、介護保険制度改正に伴う財政的、人的負担の増加について、健康福祉課長にお尋ねをいたします。

平成27年度介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平を主題に、在宅医療、介護連携の推進などの地域支援事業の充実、予防給付のうち介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業へ移行、特別養護老人ホームへの新規入所者は市町村の適切な関与のもと、要介護1、要介護2の者でも特例的に入所することが可能ですけれども、現在要介護3以上の高齢者に限定されたこと、またこれまで一律1割に据え置かれてきた利用者負担は、一定以上の所得がある高齢者の自己負担割合を2割とするなどの改正が行われました。この制度改正により、市町村が実施しなければならない事業が多く、財政負担や人材負担などのほか、各種サービスについては改正される前の量や質を確保する必要があると考えます。そこで、平成29年度末に向けた地域包括ケアシステムの構築や総合支援事業などの進捗状況、また移行に伴う財政的負担や人的負担の増加などがどのくらい見込まれているのかを伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 田村議員の質問にお答えをいたします。

議員もご案内のとおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進をしているところでございます。地域包括ケアシステムと一言で申し上げましても、その内容は高齢者の住まい、医療、介護、予防、生活支援と多岐にわたっており、一朝一夕で構築できるものではございません。特に医療、介護分野を中心に長瀬町だけでは対応できないものもあり、今後秩父圏域の他市町村とも連携しながら進めていくことになろうかと思えます。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、生活支援、介護予防について住民が主体的に参加し、みずから担い手となっていくような地域づくりが求められています。住民主体の地域の支え合い体制づくりについても一定の年月が必要ですが、総合事業へ移行することにより、より早期に促進することができるとされています。

当町においては、ことしの4月に総合事業に移行し、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスを提供する事業所のほか、緩和した基準により運営する事業所も確保し、利用者に対しサービスを提供しているところです。今後住民主体による支援を含め、より重層的なサービスを提供できるよう環境を整えていきたいと考えております。

なお、総合事業に係る費用につきましては、保険給付と同様の財源構成となっていることから、移行に伴う財政的負担は今のところ発生していないと考えられます。人的負担につきましても、今後の高齢者の増加に伴う高齢者福祉部門への増員は検討課題であると存じますが、移行に伴う費用の負担増加は今のところありません。いずれにいたしましても、支援が必要な高齢者が必要とされるサービスを受けることができるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 新聞の報道によると、要支援1、2ですか、これの中で福祉用具などを全部原則自己負担というふうな方針が政府のほうから出されて、これに対して地方自治体がこれを本人に自己負担させるとやっぱり財政的にも支え切れないと、一層悪化するというふうなことで、これに対する自治体から10月3日現在で24府県、143市町村から意見書が上がっていると。こういう中で政府のほうも見送りということで、介護予防のための用具だとか、要支援、要介護に応じた利用負担、こういうものを見送りというふうなことになったわけなのです。しかし、それでも今現在全国的に見ると、こうした要支援サービスの総合事業への移行が進んでいるのが実際にはまだ3分の1という状況であるわけです。そういう中で今のところ長瀬では財政的にも人的にも発生していないという話なのだけれども、さっき課長が言われたように2025年度を目途に考えていくと高齢化は一層進む。高齢化が一層進めば、恐らく要支援、要介護に当たらざるを得ない、そういう町民もふえてくると思うのですけれども、この辺に対する見通しだとか、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 田村議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃられましたように、新聞等の報道を見ておりますと、来年度、平成30年からですか、新しく介護保険、3年に1度の見直しが行われるわけですが、社会保障費の増加に伴いまして3割負担だとか、いろんな内容が掲載されているのも事実でございます。先ほど言いました住宅の手当も廃止になるというような新聞等の掲載もございました。そのような部分につきましては、長瀬町のほうとしても非常に危惧をしている部分はございますが、国全体で考えている部分で、介護保険制度という制度に照らし合わせて自治体等でこの事業を行っておりますので、町といたしましても、そういう方向にならないでいてもらいたいというのが私の正直な気持ちでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） どのぐらいの予測かという問題についてはお答えをいただけなかったのですが、各自治体でそういう国保と同じように一般会計から持ち出しみたいな形になってしまうと大変だということもあって、介護給付費準備基金あるいは財政安定化基金の積み立て、こういうものを行っているということなのではございますけれども、こういうものの、例えば財政的に非常に負担になったときに、国や県に対してそういうものを申請するというふうなことは考えているのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 財政の話ですが、この介護保険は公費と保険料で賄われておりますので、その中で運用していくというのが基本でございます。県や国にそのようなお話をしても、そういう部分の費用はいただけないと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 介護についてはこれであれですか。

それでは、2番目のほうの質問に移らせてもらいます。災害の問題なのですけれども、総務課長にお尋ねいたします。東日本大震災、熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨など、各種の災害が相次いで発生している中で、町では多様な災害に対してどのような準備を行っているのか、次の点についてお伺いします。

1つは、避難所の指定状況と生活環境の確保。特にトイレの洋式化やプライバシー確保のための間仕切りなど。

2つ目として、避難所開設に伴う体制について。

3つ目として、備蓄品類の準備状況。

4つ目に、福祉避難所の受け入れ態勢。

5つ目に、支援に要する業務や受け入れ態勢などを具体的に定めた災害受援計画の策定状況などをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 田村議員の災害対策の現状についてのご質問にお答えさせていただきます。

町内の避難所及び一時避難所は、小中学校を初め各行政区の集会所など33カ所でございます。また、これらはふだんから使用している施設になりますので、生活環境は心配ないと存じております。また、トイレの洋式化につきましては、和式だったものを洋式に変更するなど対応していただいております。プライバシー確保のための間仕切りにつきましては、避難所での生活では必要となりますので、整備するように検討してまいります。

避難所開設に伴う体制づくりについては、職員の初動マニュアルに基づき、健康福祉課が中心となって避難所施設の安全確認後、避難所の開設及び開設の公示をすることになります。その後、避難所事務所の設置をするとともに、避難者名簿などの設置などを行い、役場の職員が運営に当たることとなります。

備蓄品類の準備状況について、平成28年4月1日現在、総務課で管理しているものが缶入りパンが240食、アルファ米が1,500食、リッツクラッカーが280食、マジックパスタが658食、飲料水が4,655本、粉ミルク10本入り35箱、哺乳瓶が5本、使い捨てカイロが569個、乳幼児用おむつが590枚、三角巾が64枚、毛布が245枚、ブルーシートが50枚、非常用浄水装置が1台、発電機が1台、炊き出し用機材が一式、非常用飲料水袋6リットル用が100枚、かんじきが3足、ホットカーペットが8枚、アルミシートが7枚、LPガスが8キロボンベ2本、電話機が12台となっております。また、教育委員会で管理しているものが毛布80枚、選挙管理委員会で管理しているものが蓄電式照明が5機、消防団が管理しているものが土のうが100枚、コミュニティ協議会が管理しているものはヘルメットが1個、社会福祉協議会が管理しているものはアルファ米が450食、包装食袋が800枚、布団セットが5セット、日用品セットが9セット、毛布が22枚、テント3間掛ける2間が2張り、テント2間掛ける1.5間が7張り、災害用炊き出し釜が4個となっております。

福祉避難所の受け入れ態勢については、現在町内の社会福祉法人長瀬福祉会ながとろ苑、医療法人社団医新会介護老人保健施設縄文の里長瀬倶楽部、デイサービスセンターしあわせの森の3カ所を福祉避難所として指定しております。また、県が主催している福祉避難所に係る研修に施設職員とともに参加するなど、知識の取得や情報の共有に努めております。

支援に要する業務や受け入れ態勢などを具体的に定めた災害受援計画の策定につきましては、地域防災計画にありますように、大規模な地震等により被害が広範囲に及び、町単独による対応が困難な場合は、あらかじめ応援、協力に関する協定を締結している他の市町村や各団体、県等に応援要請を行うこととなります。ボランティアの受け入れ準備等の関係から、社会福祉協議会との連携調整が必要となりますので、通信を確保するとともに、被害状況の把握に努めることとなります。今後は、災害時にボランティア等で受け入れた方が迅速かつ効果的に活動できるよう、具体的な災害受援計画の策定を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ホームページにかなり詳しい震災のときの対応が載っていますよね。全部で100ページ以上でしょうか。その中でこの長瀬で起こりやすい地震というと、これは最大の地震を想定してつくっていますけれども、関東平野北西縁断層帯地震ということ想定して、この長瀬ではこの規模の地震が発生するとどうということになるかということ、震度6強を想定しているわけですがけれども、全壊の家が78、半壊が479、焼失するうちが2軒、死者が6人、負傷者が82人、停電が5,659世帯でしょうか。こんなないよね。人数でしょうか。というふうなことを想定しているわけなのですからけれども、災害が起きたときに行政の側として半壊のうちができる、全壊のうちができる、こういうときの対応の仕方なのですからけれども、緊急体制も載っていましたがけれども、災害救助法の適用みたいなものを町のほうから県のほうに出すというふうな体制なんかはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 先ほどのこの長瀬町に想定される別名深谷断層と言われるものですが、年代的には7,000年に1回起きるか程度の、0.幾つですか、その程度の想定なので、実際それがいつ来るかわかりませんが、実際のところだと1万4,000年前に1度深谷断層とそちらの富士見の綾瀬川断層というのが、あれが連結しているらしいので、その辺が来た場合につきましては地震対応でございます。それで、今現在地震だとかいろいろな災害がございます。ある程度のことは想定も必要ですが、ある程度するとき、そういうことが起きたときにどう対処をすべきかということで、先日も担当の者が県の職員、消防防災課の危機管理対策の関係で連携を密にしております。この辺につきましては、ちょっと書いてありましたので、熊本地震における初動対応ということで、災害対策本部が出るような被害が長瀬町にあれば、当然町からということも考えられるのですけれども、全体深谷断層とか、大きな災害というのは多分広域にわたるものだと思いますので、一応埼玉県の方から、熊本のほうが4月14日に熊本大地震が起きたわけですが、すぐ県の災害対策本部ができますので、そのときに県の職員とともに長瀬町に来ます。それで、先ほど避難所の体制ということがありましたが、間仕切り等も東日本段ボール協会等から協力要請をいただきまして、間仕切り等段ボールで仕切る、ベッドとかそういうものを、そういう関係団体、町のほうでは16団体だと思うのですけれども、そこと結んでおりますが、今後も全部物をそろえるということではなくて、そういう関係団体、また食料の備蓄も、コンビニ等もありますから、コンビニ等に当然ありますので、その辺との協定を今後結んでいくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 地震もそうですけれども、この間埼玉県内でも越谷、松伏のほう、それから熊谷からあの近辺、竜巻が起きているのです。竜巻というのは牛かなんかの屋根を飛ばしたり、かなりの被害が

出てくるのですけれども、そういうときに、災害救助法の適用をやっばり現地から速やかに発することが非常に大事だというふうな経験が言われているのです。恐らく長瀬にも来ていると思うのですけれども、内閣府政策統括官、防災担当からの浸水等住宅被害の認定について、細かな問題について書かれていて、こういうときにはすぐ申請しなさいというようなことを言われているのですけれども、ぜひこういうのも参考にして、一つの例を言うと、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときには直ちに申請しなさいということでもって、この申請を出すのは、災害のおそれがあるというふうに判断したときはちゅうちょしないで、それを恐れないで、間違えてもいいから、出せということを内閣府では言っているわけなのです。そういう意味で実際に起きた場合には現場でもっての判断が非常に大事になると思うのです。そういう点でぜひひとつそういうのを活用しながら、町民の命と財産を守るという立場で頑張るようにしていただきたいというふうに思います。では、それに対する。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 先ほどもちょっと触れましたが、何か災害があったときには、県の危機管理防災部の消防防災課とかに常に連絡等相互に来ることになっております。申請ということではなくて、長瀬に大きな災害が来たというときには、うちのほうからも電話するのはもちろんのこと、県のほうからもすぐ今とれる体制が出ていますので、その辺についてはそれで県のほうからの支援等をいただけると考えております。連絡は密にしてありますので、何か長瀬にもし大きな災害、長瀬だけに来た場合においても、当然それはそういうことをする前に、来る前に、大雪でもいろいろな前にも綿密に県のほうとの連携をしておりますので、その辺についてはご心配要らないと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） それでは、3つ目の質問に移ります。

いよいよ冬がやってきて、大雪になる、そういう可能性も大きくなってきたわけですが、降雪時に対する準備状況について建設課長にお伺いします。平成26年2月14日の大雪は、いまだ記憶に新しいところですが、当時は、生活道路の除雪が追いつかず、除雪した雪が歩道に積まれるなど、生活に与えた影響は大きいものでありました。経験として、除雪機の貸し出し事業や雪捨て場の確保、近隣住民による協働活動など重要ではないかと考えています。そこで、寒さが厳しくなり、積雪も見込まれる時期となってまいりましたが、降雪時や積雪に対する準備状況についてお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、田村議員の質問にお答えいたします。

平成26年2月の想定外の大雪の後、区長会で除雪路線の見直しを行い、町内建設業者と除雪作業の契約を締結し、実施しておりますが、資材や人員に限られた中で全ての幹線道路、生活道、歩道の除雪を行うことは困難でございます。現在の準備状況についてですが、融雪剤の塩化カルシウムが250袋のストックがあります。町道等の除雪作業業務委託につきましては、町内の建設業者の意向を確認し、12月中に除雪作業業務委託契約を締結する予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 雪の件でもうちょっと、今の話の中で塩化カルシウムの効果というのはどんなもの

なのでしょうか。雪の積もりぐあいと塩化カルシウムの効果の問題で、雪が積雪して、車が通ってしまっ
てかたくなったような道路に効くのかどうなのか、その辺の効果についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、質問にお答えいたします。

塩化カルシウムというのは、雪が降っている、降雪しているときにまかれてもどんどん解かしていつて
しまいますので、本来は雪がやんだ後、圧雪等されて固まり始めたときにまいていただきますと、それ
によりまして雪が解けます。その解けた水でまた雪を解かしていくという状態になりますので、できまし
たら雪がやんだ後にまいていただくような形をとっていただきたいと思います。町のほうで支給する場
合には、道路等にまく場合には、建設課のほうに来ていただければ融雪剤の塩化カルシウムをお分け
することができますので、そういうふうにしております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 雪の問題は、そういうことでもってわかりました。

あと、4つ目の問題に移ります。摩耗し、薄くなった道路標示などの対応について、これも建設課長に
お伺いします。道路のセンターラインや横断歩道の白線などの道路標示が摩耗などにより薄くなってき
ている箇所が見受けられます。このような状況では、夕暮れや降雨時の運転に一層の注意を要します。お年
寄りのドライバーの方からもちょっと危ないという話がありました。消えかけている道路標示を放置して
おくことは重大な事故につながりかねず、適切な維持管理が交通事故防止に不可欠と考えています。そ
こで、町民の安全を確保するために、道路標示などの集中的な補修が必要ではないかと思ひます。町ではど
のように対応を考えているかお伺いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、田村議員の質問にお答えいたします。

道路上の路面標示につきましては、道路法に基づき町道の管理者であります町が引く区画線と、道路交
通法に基づく埼玉県公安委員会が引く指示標示、規制標示に分かれております。町道管理者である町が引
く区画線は、道路の外側線やゼブラ標示など、あとは文字で飛び出し注意などの注意喚起のための文字な
どです。議員が言われるセンターライン、横断歩道の標示は埼玉県公安委員会が行うこととなりますので、
総務課の交通担当のほうから秩父警察署のほうへ要望するようお願いしてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 特に長瀬、上長瀬のあの辺の交差点のところ、それから中野上、セブンイレブンの
長瀬と群馬県のほうをつなぐ道路のあたりが非常に薄いというのです。長瀬の周辺はやっぱり観光客、地
元の人ではない人も多く通るわけですから、やっぱりここはきちっとしてもらわないと、高齢者の運転手
が夕暮れ時なんかは非常に危険だということなので、改めてひとつ要望をお願いしたいと思ひます。それ
はそれでいいですか。

では、5番目のほう。いっぱい多くて申しわけないのですけれども、5つ目、これは放課後児童クラブ、
子供教室の具体化へ向けての進捗状況についてですが、これは前回私が質問して、町長が答えてくれたの
で、その進捗状況はどういうことかということなのですけれども、平成28年第3回定例会において、少子
化対策、子育て支援の一つの方策として放課後児童クラブの保護者負担金の見直しについて質問をしたと

ころ、町長から今長瀬で考えているのは放課後児童クラブプラス放課後子供教室で勉強も見ていただくという話し合いを進めているという答弁がありました。その後具体的に進んで、どのような形になっているのかをお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

前回の一般質問でもお答えしていますが、少子高齢化につきましては、長瀬町でも重大な課題としてさまざまな施策を展開していかなければなりません。現在政府が推進する放課後子ども総合プランに基づいて、学童保育、放課後児童クラブと文部科学省の所管事業である放課後子供教室について、平成31年度をめどに全小学校区で一体的に、または連携して実施し、うち1万カ所以上を一体型で実施を目指すとなっております。当町におきましては、放課後児童クラブを健康福祉課で担当し実施しているところであり、放課後子供教室につきましては教育委員会が担当で、現在実施に向け検討を行っているところでございます。先月の16日には、両担当者で横瀬町の横瀬小学校で実施している放課後子ども教室の視察に行ってくださいました。今後は、視察した成果を参考に、教室をどのように運営していくのかを検討する運営委員会の立ち上げなど、具体的な準備を来年度から始め、平成30年度には町内2つの小学校で事業を実施する予定で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） やっぱり進捗状況では一定程度進展したということなのですが、これに係る予算といたしますか、これはどのぐらいを見ているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まだ、計画を29年度は立てるといってございまして、さほどのお金はかからないと思います。ただ、30年度からはやはりそれに見合った有償ボランティアということで行ってまいりたいと思っておりますので、これからまた積算をして予算に組み込んでいくということになるかと思っております。細かいことにつきましては、教育委員会のほうから回答させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 田村議員さんのお尋ねにお答えをしたいと思います。

現在子供放課後教室については検討を重ねているところであります。文科省でも大いに設置して進めてほしいということがありまして、先ほど町長のほうから答えが出ているかと思いますが、それに沿って教育委員会のほうでは考えております。予算的には、第一小学校のほうでは百二、三十から五十万ぐらい、これについては人件費になるのではないかなと思います。支援員さんを第一小学校で常時、毎日3人ぐらい、それから第二小学校では人数が少ないと思いますので、2人ぐらいでしょうか。まだこれからどのぐらい要望があるか、その辺も統計をとったり、アンケートをとったりしてお聞きしながらやっていきたい。基本的には学校の教室を借りて、放課後子供教室については放課後から5時か5時半ぐらいまで、学童保育については6時半ぐらいまで預かっておりますので、1時間ぐらい短いところですから。それで、予想の状況を聞いてみますと、放課後児童教室については有料、放課後子供教室については無料ということで、その辺のあんばいがどうなるふうになりますかわかりませんが、その辺を考えながら、そして5時半まで預かるとすると、学校の教室を借りると、学校の職員は今4時50分が勤務時間ですから、そ

の後の鍵締まりをどうするか、この辺が課題になってくるのではないか。それから、学校の教室をどこへ設置するか、図書室にするのか、空き教室にするのか、そんなようなこともこれからいろいろ検討しながら、長瀬町の放課後子供教室運営について考えていきたいなと思っております。その節はご支援、ご協力をお願いできればありがたいなと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 大きな声ではっきりと言いたいと思います。1、町営の運動施設の利用状況と修繕計画について、教育次長に伺います。

健康で笑って過ごせる毎日を誰もが望んでいるところです。このためには適度な運動により健全な体を維持していくことであり、このため多くの方が運動やスポーツに励んでおられます。運動を促進するため施設整備をされていると思いますが、町内の施設を見回してみますと、施設が整備されていても不十分であったり、草なども目立ち、維持管理が行き届いていないところがあります。聞くところによりますと、皆野町の施設が多く使われているなどということも言われています。そこで、町の施設の利用状況と施設ごとの改修計画や維持管理計画が必要と思いますが、具体的な予定や計画について伺います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内の社会体育施設の昨年度の利用者数でございますが、総合グラウンドが6,567人、総合グラウンドのテニスコートが352人、塚越グラウンドが1,908人、中学校の夜間照明施設のグラウンドが2,716人、テニスコートが809人となっております。今年度の利用状況ですが、総合グラウンドは4月から11月の土日、祝日は野球、サッカーのスポーツ少年団、また町の社会人の野球、ソフトボールの大会で使用しています。平日は、グラウンドゴルフとゲートボールの団体が週に2日ずつ使用しています。テニスコートにつきましては、平日の利用はほとんどなく、土日に使用されています。また、夏休みになりますと、県内の高校の硬式テニス部が合宿で使用されています。塚越グラウンドにつきましては、ことしの5月から盛り土整備を行っているため、使用を中止している状況です。続きまして、夜間照明施設におきましては、グラウンド、テニスコートともスポーツ少年団、中学生、社会人の団体で、月によって異なりますが、週に3日から5日使用しています。

次に、改修計画ですが、総合グラウンドのグラウンドにつきましては、バックネットの改修、防球ネットの設置、修繕が済んでいるため、現在のところ改修計画はございません。また、テニスコートは塚越グラウンドの盛り土整備の状況などにより、塚越グラウンドにテニスコートを設置するかも含めまして総合的に判断しながら、全天候型のコートに改修するか検討したいと思っています。その塚越グラウンドですが、ことしから平成30年度までの3年間をかけて4.2メートルの盛り土整備を行います。その後、平成31年度に表面に土を入れ、周囲に防球ネットを設置する計画でございます。続いて、夜間照明施設ですが、12基の照明灯で全部で65トンの照明が設置されていますが、球切れなどにより定期的な修繕が必要となっております。また、4年後の2020年、平成32年には水銀灯が製造中止になるため、65灯のうち29灯が水銀灯で、残り36灯がナトリウム灯であることから、水銀灯にかわる値段の高価なランプへの交換が必要になってき

ます。また、それに合わせまして小中学校、中央公民館の体育館も水銀灯を使用しているため、あわせて今後最適な改修方法の検討を進めてまいります。

最後に、維持管理ですが、職員も1週間に1回は体育施設の状況を確認に行っております。特に総合グラウンドは、テニスコートも含め除草につきましては状況を見ながら計画的に行っています。また、利用団体にもご協力をいただいているほか、シルバー人材センターにも委託しておりますが、回数が限られています。ことしは、特に8月、9月の土日に雨の日が多く、グラウンドを使用できなかったこともあり、グラウンド内の一部分などに草が目立ちましたが、そのような状態を確認すると、職員で作業を行ってまいりました。今後も特に夏場において計画的に作業を実施し、良好な状態が保てるよう維持管理を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の答弁聞きまして、案外利用者が多かったのだなという気持ちがありました。なぜなら、私のところに来る情報では、皆野のグラウンドを使っているという、テニスでも何でもそちらに行っているという方、あと秩父市の水泳行っているという方がすごく多かったのです。そして、さっきも言いましたように8月、9月のテニスのところの草とか何かというのがちょっと多くて、やっぱりきれいなところにちょこちょこでも草が生えていると、テニスコートというのは何にも草とか何かがないのが普通一般的ですので、やっぱりああ、そうなのだということで、あとは総合グラウンドのほうの使っている使用頻度はすごくいいのですけれども、めぐりの草がちょこっと少しでも伸びていると、人様というのは自分たちが利益者の受益を受けてやっているのですけれども、批判というのは行政にはすごく批判しやすいのです。誰も怒る者もないし、それから文句を言ってきたり行政の方というのはああ、そうですね、俺なんかやっぱり皆さんの税金もらっているから、ここで下手に出なくてはだなということもあるので、皆さんはどうしていますかと本当は言いたいのを腹の中で黙っていて、それでやっていることも多々あると感じています。ですけれども、違う他町村をうんと利用しなくて、できるだけ長瀬町の人は長瀬町で使っていただく、それから団体さんでなくては貸せないとかという、あとは個人の二、三人でテニスがやりたいとかということについての対応の仕方とかというのはどうなのでしょう。

それからあと、塚越団地の盛り土、あそこのところは随分低いですから、そこのところで4.2メートルの盛り土という、あそこの坂がおりてくるところと同じ高さになるというわけですか。道路の近くの、あそこのところ盛り土だから。もうちょっと低い。そうなのですか。そこのところを盛り土して早くに、平成30年度までが使わなくて盛り土で頑張るということですので、あそこではよく昔はゲートボールとか何かやっていたので、今その団体さんはどこのグラウンドを使ってやっているか、それとももうそこのところはやめたというようなことになっているのか、そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、大島議員の再質問についてお答えいたします。

皆野のグラウンドを使用しているということですので、スポーツ少年団が長瀬町にテニスがないものから、皆野スポーツ少年団のほうに所属して、そちらで活動している関係で利用が多くなっていると思います。また、社会人におきましては皆野のテニス連盟に所属している方がいまして、そちらで利用されていると思います。

個人のテニスコートの申し込みの場合は年間何件かあります。問い合わせがありますので、グラウンドがあいているときには、総合グラウンドのテニスコートは使用していただいております。

それと、塚越グラウンドでゲートボールとグラウンドゴルフをしていた団体なのですが、今は現在総合グラウンドのほうに行っていていただいております。そのときに塚越グラウンドに用具の倉庫があったのですが、そちらもこちらのほうで運びまして、総合グラウンドに今一時的に塚越グラウンドが完成するまで倉庫も含めてあちらで使用していただいております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ちょこっと質問します。

二、三人でテニスコートを借りたいとか、あとグラウンドを二、三人で借りたいというときのお金だと何かというのは有料なのでしょうか、それとも無料で貸していただけるのでしょうか。もしも有料の場合には幾らになるのでしょうか。そのところお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えします。

総合グラウンドですと、町民の方につきましては、免除もありますが、体育協会に入っているとか、スポーツ少年団に入っているとかというのはただですけれども、無料ですけれども、そのほかは有料になります。町民の方がグラウンドを使いたい場合、グラウンド半面ですと1時間250円、ですので半日ですと1,000円、1日ですと2,000円になります。グラウンド全面になりますとその倍で1時間500円、半日2,000円、1日4,000円となります。また、中学生以下になりますと、またこれが半額になりまして安くなっております。テニスコートのほうは、1時間、一般社会人ですと500円、町民の方が500円、中学生以下が250円。また、町外者になりますと、テニスコートは一般ですと750円、中学生以下ですと375円というふうに町外者と町民の方で金額のほうは差をつけてあります。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 児童生徒の自転車の運転技術と安全意識の向上について、教育次長に伺います。

小中学校では、自転車利用に際して安全教育が徹底されていることは承知しております。安全意識を徹底させるため、また子供自身自身が事故に遭わないためには、小学生など小さい時期からルール徹底や運転技術を取得させることが必要と考えます。そこで、児童生徒の自転車事故の件数や事例について、また交通安全教室など具体的な取り組みについてどのように実施されているのか伺います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

初めに、児童生徒の自転車事故の件数や内容ですが、過去3年間において小学生はゼロ件であり、中学生は平成26年に1件、27年に1件、平成28年に2件の計4件発生しております。事故の内容であります、1件目が下校時に学校敷地内において、1年生の男子生徒の自転車からはみ出た部活動のバッグが歩いていた3年生の女子生徒に接触し、女子生徒が転倒したというものです。2件目も下校時に役場駐車場内において、2年生の男子生徒が3年生の女子生徒の自転車に横から衝突し、両者とも転倒となっております。3件目が夏休み中の夜間、野上駅前付近の国道を秩父方面に向かって右側走行していた1年生男子生徒が正面から来たバイクと接触し、転倒したというものです。最後、4件目は、こちらも下校時に大字

長瀬の旧西武長瀬ホテルのテニスコート前の町道において、急ブレーキをかけたところ、スリップを起こして転倒したというものです。

次に、交通安全教室などの取り組み状況ですが、小学校においては、年1回、年度当初に秩父警察署、町の交通指導員の方々の協力を得ながら交通安全教室を行っています。低学年は安全な道路歩行と飛び出しの危険性を十分意識させた横断の仕方について、中高学年は正しい自転車の乗り方やルールなどを実技講習を行いながら学んでおります。中学校においては、実際に起きた交通事故の模様や事故につながる危険な行為、事故の発生しやすい場所や状況を再現し、プロのスタントマンがその場で実演してみせるスケアードストレート教育技法を取り入れた交通安全教室を2年前に実施しております。また、毎年生徒が中心となり、安全委員会による並列走行やヘルメット着用調べを実施しています。特に中学校におきましては、自転車通学制度があるため、交通ルールの順守、正しい交通マナーについて朝礼時において繰り返し指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 3年間小学生が無事故、それから中学生が4件ということで、こちらのほうにまで話が聞こえてこなかったもので、多分大したことはない、軽傷まではいかないぐらいの事故かと思います。よかったなと思います。中学校は、通学で通えない人というのにつきましては自転車というのですけれども、それでは小学生のことについてちょっと聞きます。小学校ですと、昔だったら学区内ではなくて、支部区内のところだけは1年生から何年生まで乗ってもいいけれども、4年生以上はどこそこまでは、長瀬地内では長瀬地内だけ、本野上地区は本野上地区までとかという制約があったと思うのですけれども、今はそういうのは取り払われて、そこのところはそういうふうなことで学校のほうには教育委員会としては指導しているのですか、それともそんなことは、無事故ということなので、それはそれでなくても交通ルールの徹底ということで大丈夫だったのだからどうか、そこのところをちょっとお聞きします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えします。

学年によって決まりがあります。低学年、1、2年生ですと家の方の目の届くところ、3年生が支部内、5年生、6年生が小学区内というようなことになっています。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、2番の児童生徒の自転車の件につきましては、これからもずっと無事故でということで、大事に至らないようにご指導のほどよろしく願いいたします。

次に、3番、町長に質問します。レンタサイクル事業と安全に通行できる道路の整備についてお伺いします。レンタサイクルは、気軽に足を伸ばすことができる交通の手段として、町内でも自転車を利用して観光客が多く見かけられるようになりました。町長が提唱している町中を観光地化するための方策の一つとして大変有効です。しかし、自転車で安全に町なかを周遊してもらうためには、道路や歩道などの施設の整備、2つ目には路面の段差解消やグリーンベルトなど安全を確保するための維持管理の徹底、3つ目には周遊コース設定や標識などの設置が重要になるかと思っております。また、施設整備や維持管理の徹底が図られれば地域住民の安全にもつながります。そこで、観光協会が実施しているレンタサイクル事業の利用実績と、自転車で安全に周遊していただくため、道路の維持管理、案内標識やコースの整備計画など

について伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のレンタサイクル事業と安全に通行できる道路の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、観光情報館において貸し出しているレンタサイクル事業の利用実績でございますが、平成27年度は2,904件の利用がありました。平成26年度の利用実績は1,820件でございますが、これはレンタサイクル事業が観光協会からおもてなし観光公社に変更になり、自転車の保有台数が異なることも一因と考えられますが、現在は25台の普通自転車と5台の電動自転車の計30台で運用しており、おもてなし観光公社が秩父地域の1市4町の調整役となり、どのサイクルステーションでも同様のサービスが受けられる事業となっています。

次に、道路の維持管理につきましては、道路改良の整備後、経年劣化によりアスファルト舗装の老朽化、上水道や下水道の専用工事によると思われる路面の沈下などにより、通行に支障を来している箇所が見受けられます。これらを解消し、安全に通行できるように、舗装の打ちかえやオーバーレイによる修繕を進めていきたいと考えております。

次に、案内標識やコースの整備計画についてでございますが、案内標識は初期費用及び維持管理費の観点から、現在のところ設置することは考えておりません。コースにつきましては、過去にも観光協会から周遊コースを設定する話がございましたが、当町においては自転車専用道路はなく、車道や歩道の幅員も広いとは言えないため、主に観光スポットを案内するにとどまっておりますが、数年前に埼玉県が自転車みどころスポットを巡るルート100マップにおいて、ぐるっと長瀨周回ルートとして町内主要スポットをめぐる15キロメートルのコースを設定し、ホームページ上での公開や案内看板を設置するなどして周知を行っておりますので、町としても推奨しているところでございます。今後総合戦略の基本方針に掲げられている事業を推進する上で新たな観光スポットなどが整備された際には、サイクリング事業における案内板やコースの設定やパンフレット作成などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） レンタサイクル事業ということで、おもてなし公社というのは長瀨町には一応置いてあるわけですね。どこに置いてあるのですか。観光協会ですか。それで、そこで貸し出しをしております。それからあと、おもてなし観光公社、違う町村でも貸しているのが長瀨町を周遊してきますよね。そうしますと、ここにも書いてありますように、案内標識やコースの整備計画などができていませんということで、そうしますとここに幾つものパンフレットがあるのですけれども、これよく見てみますと、余り自転車の、サイクルのという標識というのがないのです。そうですので、これでもしもの、今度はどこに行くのですかとか聞かれた場合には、ここに桜並木がずっとついてありますよね。そのところの歩道ではなくて車道を通ってくださいというわけですね。歩道はあくまでも歩道ですので、歩道を通るのは違反だからということで、そういうふうに説明していいわけですね。

それから、もう1つは、観光協会が自転車を全部で30台ですか、25台と電動5台を貸すときには、このところとこのところは安全ですよという、そのくらいの自転車マップをつくってお渡しするぐらいのおもてなしではないのですけれども、親切があってもいいかとも思いますので、そちらのほうについて町長から観光協会のほうにでも、威圧的でもいいですから、言ってほしくて、それを早くにつくってほしいな

と思いますけれども、それを伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、今現在のところ自転車を通るといような道にはなっておりません。その中で観光協会から自転車をお貸ししているわけでございますけれども、そのときには多分しっかりとそういった説明もしていただいていると思いますけれども、今後私のほうからも注意をしながらサイクルをしていただくようにお話をさせていただきたいと思っております。おもてなし観光公社ということで先ほど説明いたしましたけれども、県のほうから1市4町にそうした事業をしたらどうかということでお話がありまして、おもてなし観光公社が中間地点となって、1市4町で実施しているものでございまして、それ以前は長瀬町は長瀬町で単独であったわけでございますけれども、今はそちらと両方を観光協会で行っているというのが実情でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、自転車を貸し出すときには、余りすごく頑張って自転車はどうか、どうかと言わないほうがいいのかというような感じを今、自転車ロードもできていないし、そういうところでも、自動車を通る道と自転車を通る道というのは同じ道ですので、もしも事故でも起こった場合には大変だ、大変だというようなことになってきますので、そんなに頑張ってこちらのほうについては大々的にやらないほうがよろしいかな。普通だったら、軽井沢なんかだと歩道を自転車を通ってもいいというようなことになっているらしくて、よく自転車が通っていくのですけれども、ここではそんなことを、ルール違反はルール違反だということになるからなのですけれども、公に目くじら立てないで許してくれるというのは、軽井沢という別天地ということもありますし、軽井沢に行く人たちというのは別天地に行くのだからという、この辺から行くのもそういうことで行っているから、許してもらえるのだと思うのですけれども、25台と電動が5台、なるべく気をつけてということで、余り大々的に自転車ありますよ、ありますよと言わないほうがよろしいかなと思いますので、そのところも町長、考えておいてください。それで質問終わります。

次、4番に行きます。議長、いいですか。

○議長（新井利朗君） どうぞ。

○8番（大島瑠美子君） ノロウイルスに対する小中学校の対応について、教育次長、お願いします。

激しい下痢や嘔吐などの症状を引き起こすノロウイルスは、毎年冬場に流行し、感染性胃腸炎の主な原因で感染力が強いのが特徴です。特に保育園や幼稚園、小学校などで集団感染が起こりやすく、感染した子供が家にウイルスを持ち帰り、他の家族に広がってしまうことも珍しくないそうです。また、感染者のふん便や吐物を間違った方法で処理すると、処理に携わった人に二次感染するおそれがあり、感染には十分に注意しながら確実にを行うことが求められています。そこで、流行期を迎えるに当たり、ノロウイルスの正しい予防や対策について伺います。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

まず、小中学校のノロウイルスの予防についてであります。教職員においては毎年流行の時期前に職員会議で資料を提示し、養護教諭が予防や対応の仕方について確認、周知を行っています。また、児童生徒については、学級指導で食事の前やトイレの後には必ず手を洗うこと、特に給食当番は消毒液で手、指

を必ず消毒を行い、感染予防に努めるよう繰り返し指導するとともに、家庭においても普段から抵抗力をつけるため、十分な睡眠、休養、栄養をとることを心がけるようお願いしております。

次に、児童生徒が嘔吐したときの対策につきましては、小学校は各教室に、中学校は職員室と保健室に嘔吐物処理セットと処理マニュアルを備えてあり、処理方法については全職員共通理解を図っています。担任は、教室で嘔吐した児童生徒がいたら、まずは職員室へ一報を入れ、養護教諭に知らせ、知らせを受けた養護教諭が嘔吐物の処理や消毒などを担任と協力し行います。養護教諭が不在の場合は、管理職や他の職員が対応することとなっています。

さらに、ノロウイルス予防対策として、特に学校給食センターの職員においては、通常の毎月行います保菌検査とは別に年1回、例年1月初旬にノロウイルスの抗原検査を実施しています。検査対象者は、給食センター職員全員と、給食を取り扱う小中学校の校務員の方です。また、毎年夏季期間中に秩父地区学校食育研究会が開催する調理従事者職員研修会に、職員、臨時職員が参加し、ことしはノロウイルスについて、それと食中毒予防についての講義で予防対策の知識や意識の向上に努め、今後も細心の注意を払うことで安全、安心な給食が提供できるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ノロウイルスの件ですけれども、病院とか施設だとかというのは看護師さんや医師がいますので、そのことにつきましては対応とか指導とかというのはすごくやっておりますけれども、学校がどんなことをやっているのかなということ、それからあと子供とか何かということにつきましてはすごく感染するのがということで、嘔吐物についてが一番の、空中で飛散、飛びますので、そのところで嗅ぐだとかあるだけでも感染してしまう子供さんたちがいるということなので、これお聞きしましたけれども、何しろ手袋とかマスクとかということと、あとさっき言った学校の養護教諭さんが一生懸命になってもらって、それから手洗いが何しろ大事だけれども、手洗いも必要なだけだけれども、嘔吐物ということになりますと細心の注意を払わないと感染するということですね。重症者は大抵子供と高齢者が多いと。当然のことですけれども、何の病気でも高齢者と小児が多いのですけれども、何しろノロウイルスがまたはやる時期になってまいりましたので、ぜひぜひ長瀬はそういうことがありませんと断言して言えるような学校教育、学校指導、教育委員会のほうからよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、質問させていただきます。

町道矢那瀬9号線に係る踏切拡幅事業について、建設課長さんをお願いします。町道矢那瀬9号線は、国道と矢那瀬の川面地区を結ぶ生活に直結した重要な路線です。しかし、この路線には波久札駅N○. 8踏切と波久札駅N○. 9踏切の2カ所の踏切があります。国道に出るためには、いずれかの踏切を使わなければなりません。特に波久札駅N○. 8の踏切は道路幅員が狭く、通行に伴い脱輪等の危険性が懸念される場所です。このような状況から、町道矢那瀬9号線関連の踏切拡幅事業に早急に取り組む必要があ

ると考えますが、現状と具体的な計画についてお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 野原議員の質問にお答えいたします。

矢那瀬9号線は、平成7年度に農道整備事業として計画し、工事を実施しましたが、一部地権者の協力が得られず、波久礼No. 8踏切手前で工事がストップし、その先が未改良となっております。踏切の改良拡幅を実施する場合には、別の踏切を1カ所廃止しなければなりませんし、秩父鉄道株式会社との協議も必要になります。また、未改良部分の改良もあわせて施工する必要があります。そのためには地権者の協力が得られ、廃止できる踏切が確保できれば、道路改良とあわせて踏切改良は可能と思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 経過は理解しましたが、今後の行政の当踏切に対する危険度に対する認識を再確認したいと思います。当該の2つの踏切のほかに同様の踏切はあるかと思いますが、早急な対策、秩父鉄道と交渉を実施してほしいと思いますが、よろしくお伺いいたします。どんな考えでられるかお願いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、野原議員の質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました。地権者の方の協力が得られ、廃止できる踏切が確保でき、区長さん、地元関係者の方々のご協力、お骨折りをいただければ前に進むことができると思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） よくわかりました。

最後に、町長さんにお伺いいたしますが、当該2の踏切の現状、地域の住民の危険性に対する心情をどのように認識しているか教えてほしいと思います。現在川面というところはどこかということ。で来る人もいますが、入ったのはいいけれども、帰るときにちゅうちょして通るような道でございますので、そういう人もいますので、ぜひやっていただければなと思いますので、秩父鉄道にも交渉よろしくお伺いいたしまして、質問を終わります。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいまの野原議員のご質問、十分に私も理解をしております。秩父鉄道さん、そうした踏切が非常に多いです。その中で羽生まで行っているわけですが、よく事故が起きるとい。うことで、鉄道といたしましては、そういった踏切は廃止したいというのが本音のようでございます。しかしながら、長瀬町の川面にございますあの踏切がなくなってしまうと、川面地区の人たちにとりましては生活道でございますので、非常に困るわけでございます。そのようなこともしっかりとご理解いただきますように、秩父鉄道さんのほうにはこれから話しかけていき、何とか拡幅ができますように骨を折ってみたいと思っております。地元住民の皆様方のお力添えもないとできないことでございますので、そちらのほうもぜひご協力いただければと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（新井利朗君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第44号から議案第51号までの8件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第44号 長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、議案第44号 長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため、この案を提出するものでございます。

初めに、改正後の農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されました。

また、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員会に農地利用最適化推進委員を新設することとなり、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱することとされました。

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者や農業者が組織する団体その他関係者から候補者の推薦と募集を行い、その中から選出すると規定されております。本条例可決後は、必要な事項について手続を順次進めてまいります。

それでは、条例案をごらんください。第1条の趣旨でございますが、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

第2条は農業委員会の委員の定数でございますが、改正法の委員の定数基準に基づき、近隣市町村の状況を勘案し、13人とするものでございます。

次に、第3条の農地利用最適化推進委員の定数でございますが、改正法の委員の定数基準に基づき、4人とするものでございます。

次に、附則でございますが、第1項では施行日を公布の日からとするものでございます。

附則第2項では、新たな本定数条例を定めることから、現行の定数条例を廃止するものでございます。

附則第3項では、経過措置といたしまして、現在の農業委員はその任期満了の日まで在任することとなりますので、委員の定数について従前のおりとするものでございます。

なお、現在の委員の任期は平成29年7月19日となっております。

附則第4項では、農地利用最適化推進委員を新たに設けることとなりますので、報酬を定めるため、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するもので、別表の農業委員会委員の次に農地利用最適化推進委員の欄を加えるものでございます。金額は、農業委員と同額の月額9,900円とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ここに長瀬町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するのはいいのですが、委員の任期は今平成29年7月19日までとなっておりますので、この案ができて平成29年の7月19日までは現行の委員さんがずっと続けていくというわけですか。オーケーですか。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

改正法の農業委員会の法律に基づきまして、現在の委員さんが任期を満了するまで適用されないということになっておりますので、経過措置として、現在の委員さんは7月19日まで在任することとなります。

新しい委員さんの適用が7月20日からということになりますので、よろしく申し上げます。

○8番（大島瑠美子君） これの第2条、第3条はね。

○産業観光課長（横山和弘君） そうです。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この条例の変更というのですか、について1点だけ。

農地利用最適化推進委員の定数は4人となっておりますが、これ重い、軽い、軽重を比較してはいけませんが、農業委員とは別にさらに最適化というのを国のほうで定めたから、これをつくるということだと思っております。推測で物を言っただけけれども、ざっと見て私は長瀬町の農地のうち4割程度が草が生えたりしているのではないのかな、これ推測です。という気がしてなりません。農地が農地とし

て有効活用されるために多分設置された新しい委員さんなのだと思うのです。この委員さんの氏名等は公表されるのかと。なぜならば、税務課との関連で雑種地課税とされる等の権限を、多分そういうことは無いと思うのですけれども、かなりのご意見によってそういうことも起こってくるかと。そんなふうなことであるとやはり多少名前もというか、どういう人がそういうふうに戻っているのだろうかというふうなこともちよっと考えるので、質問なのですけれども、ただそうでなくて、国の法律が変わったからだけと農地を最適利用ということでこれを新たに長瀨町でも設置するのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

農地利用最適化推進委員の氏名ということなのですけれども、国のほうの施行令によりまして、農地の流動化を図る、遊休農地がふえている状況の中で農地を最適化推進、字のごとくなのですけれども、農地を有効利用するために、農業委員会の委員さんだけではなかなか活動が制限されるようなこともありますので、最適化推進委員を新たに設けて、農地の有効利用を図るために専門職といいますか、そういう委員さんを新たに設けなさいということで施行令の中に設置が求められております。農業委員さんは、推薦を受けて市町村長が任命する形、議会の同意を得て任命する形になります。農地利用最適化推進委員さんは、その推薦を受けた人の中から農業委員会が審査し、委嘱する形となります。こういう活動を行っていくためには、やはり住民の皆様にも当然委嘱された最適化推進委員さんを広報等に委員さんとして委嘱しましたということで周知はしていきたいと考えております。

○5番（村田徹也君） ちょっと答えにくいと思うのだけれども、税務課との関連で、その点について。

○産業観光課長（横山和弘君） 現在も農業委員さんが遊休農地活動状況ということで、年1回町内の畑を回って遊休農地調査を実施しております。それで、これはことしからなのですけれども、遊休農地として調査した内容を税務課のほうにここが遊休農地になっていますという情報を提供しなさいという制度自体がなりまして、今までは恐らく税務課のほうで現況調査、うちの農業委員会とはまた別にやっていたかと思うのですけれども、農業委員会のほうからとしても情報を税務課のほうに提出しなさいということで変わっておりますので、その制度自体は最適化推進委員さんの活動実績も報告するようになると思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 定数13名とあるのです。定数13名とするとして、また農地利用最適化推進委員の定数を4人とする。今ちょっと説明があったかもしれないけれども、これで現在何名で、この中からではなく違うほうからまた4名町長が推薦するというような、今話を聞いていると。現在定数は何名か。それで、13人にする、それでまた推進委員を4名とすると、決して減らしたのではない。また、今国会では、俺共産党ではないけれども、国会では農業改革ということを小泉進次郎、農協関係、特にそうです。現在ははっきり言って農業する人が少なくなった。それで、また農業委員を減らして、また推進委員を4名なんていうのはどうもおもしろくないのです。だから、私個人としてはこれも結構だけれども、町長推薦、月額九千幾らか。どう考えているのかちよっと執行部のほうにお伺いしたいのですが。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

現在の農業委員さんの定数は、全部で15名でございます。その内訳が選挙による委員さんが10名ということで、公職選挙法に基づく委員さんが10名、それと選任委員ということで農業団体、農協さんとか農業共済、それから議会からのご推薦をいただいている方が3名で、選任委員さんが5名おります。合計15名となっております。

それと、農地利用最適化推進委員につきましては、先ほど染野議員さんも言われましたように、農業委員会に関する法律の一部改正もいわゆる農協法改革の一環の中の改正でございまして、農業委員は基準によりまして、長瀬町の面積によって定数が決まっております。それに基づきまして13名ということで町のほうで案として上程させていただいております。

それと、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農地が100ヘクタール当たり1人設置しなさいということになっておりますので、長瀬町の農地面積、この中に遊休農地も入っているのですが、農地面積としましては約390ヘクタールございますので、3.9人、これは切り上げてよいということになっておりますので、長瀬町の場合は4名。国の基準なのですが、現行の農業委員さんを、事業が遊休農地活動がふえるので、あえて現行の委員さんよりふえるように農水省のほうで設定してくれたものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 何だかおかしくなってしまうような話なのだね。俺だけおかしくなってしまうのではないかもしれないけれども、ちょっと。その13名にした中から4名推進委員というのでも出して、それでまたこうだったらいいのだけれども、何でこういうふうにな国というのは厄介なことをするのかね。議事録に載るから、本当のことを言って載ってみて、国会議員も国も農業委員減らしてよかったなといったら、また推進委員4名出して。だって、私も農業委員になっていて、なったことがある、議員で推薦ということで。不動産屋の幾らかこうだということとあそこを見に行くと、その地域に分けて、農協からは丁寧に農業関係、また農協推薦、こうだ推薦。だから、余りくどく言ってもしょうがないけれども、本当におもしろい話だなと思って、私反対もしないけれども、好きにやってください。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 農業委員や最適化推進委員の選び方についてなのですが、たしか公開でわかるようにするとかという、何かそういう文書が来ているのではないかと思うのですが、それがわかれば教えてもらいたいのと、具体的に例えば最適化推進委員という人はやっぱりそれなりに農業の改革について推進しようというような、そういう人が選ばれるだろうと思うのですが、それがやっぱり議会の側にもこの人はそうだね、適任だねということがわかるような、そういう人物なり経歴なりというのが我々にも事前に知らされるようになっているかどうか、そこら辺のところをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

農業委員、最適化推進委員の選出方法につきましては、先ほど提案理由の中でも申し上げましたように公募で行います。農業者や農業に関係する団体等、また自薦、他薦を問わず受け付ける予定でございます。その中で様式が決まっております、推薦書という形の様式がございまして、それで、推薦人と推薦者の欄、

それと今までの農業に関係する活動実績とか、そういうようなものを内容として記載していただきますことによって、選出する場合の参考資料とさせていただきます、議会のほうに上程させていただくということになるかと思えます。ただ、選任を議会上程する場合には、人事案件等の関係もございしますので、農業委員さんの関係の細かな内容までは議会にあらかじめ提出するということはなからうかと思えますけれども、その辺はご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 長瀬町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） それでは、議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にございましたとおり、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、台湾は日本国政府から国家として承認を受けていない国家、地域でありますことから、租税条約に相当する枠組みがありませんでした。平成28年度税制改正におきまして、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律第8条において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所

得税法等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、個人町民税所得割の課税について課税の特例を設けるため、必要な改正を行おうとするものでございます。

続きまして、お手元に配付してございます参考資料（議案第45号）長瀬町税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。附則の改正でございます。第20条の2は、条の新設でございます。第1項及び2ページの第3項は、日台民間租税取決めの適用を受ける第1項に規定する特例適用利子等及び第3項に規定する特例適用配当等については、分離課税を行い、100分の3を乗じた税率で所得割を算出するという規定を設けるものでございます。

第2項は、第1項の規定の適用がある場合の読みかえ規定を定めるものでございます。

3ページをごらんください。第4項はこの課税の特例について所得が生じた年の翌年の町民税の申告に限り適用する規定を、第5項は第3項の規定の適用がある場合の読みかえ規定を定めるものでございます。

4ページをごらんください。第20条の3は、第20条の2を新設することに伴う条ずれ等を改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、4ページ、附則をごらんください。第1条は、改正条例の施行期日を平成29年1月1日と定めるものでございます。

第2条は、個人住民税への適用につきましては平成30年度課税からとする経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第46号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し

上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） それでは、議案第46号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、本改正につきましては、先ほどの議案第45号 町税条例の一部改正に関連したものでございます。町税条例における個人町民税所得割の課税の改正に合わせて、個人町民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を追加するため、必要な改正を行おうとするものでございます。

続いて、お手元に配付してございます参考資料（議案第46号）長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。附則の改正でございます。第10項と第11項は、項の新設でございます。町民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を定めるものでございます。

第12項と第13項は、第10項及び第11項を新設することに伴う条ずれ等を改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、2ページ、裏面をごらんください。附則をごらんください。第1条は、改正条例の施行期日を平成29年1月1日と定めるものでございます。

第2条は、国民健康保険税への適用につきましては平成30年度からとする経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第8、議案第47号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第47号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。

平成28年6月3日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、児童福祉法第6条の4において改正されます内容と同様の表現が長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例にございまして、該当箇所の用語の整理が必要となりますため、改正をするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。両条例ともお手元に配付しております参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側が現行、右側が今回の改正案となります。下線の部分が訂正箇所でございます。まず、長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第1条関係でございます。第2条第3項中及び第3条第3項第4号中、第6条の4第1項を第6条の4に改めるものでございます。

次に、裏面をごらんいただきたいと思います。長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条関係ですが、第3条第2項第2号中、第6条の4第1項を第6条の4に改めるものでございます。

次に、議案にお戻りいただきまして、附則でございます。改正後の条例の施行期日を示したもので、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 47号の1条ですか、ひとり親とあるけれども、ひとり親というのは例えば1人で子育てしている奥さんでもそういうことをいうのですか。それをちょっと伺いたい。1点それを。母子家庭のことをいうのか。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 染野議員のご質問にお答えします。

ひとり親というのは、母子家庭、あと父子家庭のことを指しております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） わかりました。母子家庭、父子家庭というのは、全国あちこちにあるらしいですね。確かにこの町にもあります。この町にはそういう家庭が例えば何軒ぐらいあるか。それとまた、母ちゃんはいないのだよ、父ちゃんはいないのだよといって、夜になると一緒になって夫婦になっているというような話があちこちで聞こえるのです。だから、どの程度長瀬にはそういう家庭があるか伺いたいなと思っているのです。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 染野議員のご質問にお答えします。

軒数としては把握しておりませんで、人数ですか、ひとり親家庭のほうは134人ということで把握のほうしております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） わかりました。百何人もいる。それで、全国いろいろな話を聞くのです。さっきも言ったけれども。夜になると夫婦になってしまうのだ。だけれども、それを例えばこの町において、例えば役場の職員でいいよ。そういう関係の方がそんなようだななんて言っているうちに、疑いをかけたのでは申しわけないけれども、たまにはちょっと、ここの役場へ勤めているのが本業ではなく、探偵みたいなことではなく、それは失礼に当たるかもしれないけれども、一回よそでもそういうことがあったというので聞いたことあるのです。だから、そこを注意してやってください。

終わり。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第47号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第9、議案第48号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第48号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,479万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億5,504万6,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では国庫支出金、県支出金、諸収入及び財政調整基金繰入金の増額、歳出は総務管理費、企画費、社会福祉費、林業費、商工費、教育総務費の増額及び公債費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第48号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,479万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,504万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。まず、歳入の補正内容でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額2,008万2,000円の増額で、臨時福祉給付金等給付事業に対する補助金でございます。第5目総務費国庫補助金、補正額131万6,000円の増額で、社会保障・税番号制度に伴うシステム整備費に対する補助金でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額57万7,000円の増額で、第1節社会福祉総務費県補助金4万8,000円は生活のしづらさなどに関する調査費用に対する交付金でございます。第3節社会福祉医療費県補助金、補正額52万9,000円の増額は、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費に対する補助金でございます。

第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額111万5,000円の増額で、経営革新計画承認奨励金受入金10万円はちちぶ定住自立圏からの受入金で、ゴルフ緑化促進会委託事業交付金101万5,000円は埼玉県緑化推進委員会から環境緑化事業の交付金でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金170万1,000円は、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次のページをごらんください。歳出の補正内容につきましてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額32万4,000円につきましては、番号制度施行に伴う給与システム改修業務の委託料でございます。第6目財産管理費、補正額28万9,000円は、役場庁舎2階応接室の天井の修繕を行うための経費でございます。第2項企画費、第1目企画総務費、補正額249万1,000円は、第13節委託料149万1,000円につきましては、マイナンバー制度の安全かつ円滑な運用を行うための総合運用テストを実施するため、システム改修を行うものでございます。第19節負担金、補助及び交付金100万円は住宅取得奨励補助金の増額で、当初の予定より認定件数がふえたため、不足額を増額するものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額2,052万7,000円は生活のしづらさ調査事業、福祉関係計画策定の事前調査、臨時福祉給付金等給付事業を行うもので、第3節職員手当等は生活のしづらさなどの調査を行うための職員手当、第7節賃金から第19節負担金、補助及び交付金までは主に臨時福祉給付金等給付事業を行うための経費で、全額国費により行うものでございます。なお、印刷製本費14万6,000円と通信運搬費41万5,000円のうち25万1,000円につきましては、来年度策定予定の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するための事前準備として、ニーズ調査を行うための経費でございます。第3目社会保険費、補正額108万3,000円は、第20節扶助費で重度心身障害者及びひとり親家庭等への医療費が予定よりふえたため、それぞれ増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費、補正額101万5,000円は、ゴルフ緑化促進会委託事業で、10分の10の交付を受け、蓬莱島に桜を植樹するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、次のページをごらんください、第1目商工総務費、補正額10万円は、経営革新計画承認取得に取り組む企業に対して奨励金を支給するもので、ちちぶ定住自立圏からの全額助成で行うものでございます。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額36万円は、第20節扶助費で、要保護・準要保護児童生徒援助費で当初見込んでいた人数より申請者が増加したため、不足分を増額するものでございます。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額18万2,000円の増額、第2目利子、補正額158万円の減額は、予算編成時に見込んでいた金利より低く借り入れたものや借り入れ後10年が経過したものの金利等の見直しを行ったことにより、全体で利子が158万円減額となりました。また、金利等の見直しを行ったことによりまして、本年度償還分の利子18万2,000円が減少したことにより、元金を前倒しして償還するため、元金の償還額18万2,000円の増額をするものでございます。

以上で議案第48号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 1点だけ、これは産業観光課長に質問になるかと思うのですが、蓬莱島にゴルフ緑化促進委託事業で101万5,000円ですか、これどういう考えで桜と菜の花やったのか、蓬莱島ができたとき私は担当課長にお話したのは、私たちが年間3万円で作業していて、蓬莱島の中にあるツツジの花芽をふやそうということで下草刈りをやったり、掃除をしたりして工事をしてもらった。工事が終わったときに随分ツツジがなくなったという話で、担当課長はあそこにまたツツジを工事でどかしてしまったから、植えますという話をされていて、今回この話が出てきたのを聞いてびっくりしたのだけれども、あそこに桜と菜の花というのでは全然プログラムが違ってしまって、自分のうちの個人の花壇だったら何植えてもいいです、本当に。だけれども、蓬莱島というのは、私も議員になってから何回も発言させてもらっているのは、やっぱりツツジの島なのだから、ツツジをメインでやってもらいたかったなというのがあるのです。そこをちょっとその考えをお聞かせください。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

蓬莱島は、ツツジが多く群生しております。今後もツツジを補植、植栽していくという考え方が変わったわけではございません。既に4月以降に、少ない本数ではございますけれども、11本のヤマツツジを既

に植栽済みでございます。今後も年々ツツジはふやしていきたいと考えております。

今回の桜の木の植栽場所でございますけれども、管理用道路として整備した道路沿い、山側に約110メートルに本数にして16本を植栽する予定であります。

それから、菜の花というお話もありましたけれども、これは埼玉りそな銀行が宝登山四季の丘森づくり事業ということで、宝登山にもみじやカエデを植栽していただいたわけなのですが、それらの事業が一段落するというので、引き続き環境整備として社会貢献活動を行いたいという申し出がございまして、町で整備した蓬莱島が今後除草等、草刈りの維持管理に費用がかかるという話をいたしましたところ、ぜひお手伝いしたいというお話がございまして、蓬莱島の整備について四季の丘と同じように協定を結ぶこととなり、内容を煮詰めていく中で草刈りなどのほかに花壇をつくりたいという申し出がございました。しかし、島内についてはツツジ等を植栽していく計画でございますので、島の中へ花壇による草花はそぐわないということでお断りいたしまして、管理用道路の川側を町としても菜の花エリアということで計画をしておりましたので、りそな銀行と調整の上、菜の花の種をまくこととしたものでございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今課長の答弁聞いて、私は地域の説明会でも菜の花という話は聞いていません。私が地域の説明会で蓬莱島開発するのだという説明会でも意見を言ったら、ある方が井戸の上郷がきれいになるに誰も反対する人はいないだろうと言ってみんなが黙ってしまったから、私も黙っていたのだけれども、課長、プロセスという話でいったら、蓬莱島はもう昔から金尾のツツジ山を何とか追い越せ、追い越そうで追い越されてしまったから、前の町長もそういう気でいたわけです。だけれども、これ桜は白鳥荘の道路に両側に鶴沢に植わっているから、あの中まで桜をやらなくてもいいのです。もう桜並木になっているのだから。あれをそれで今度菜の花で草刈りが大変だから、ではとやり出せば、今度蓬莱島何でもよくなってしまいます。では、誰かがアサガオの種持ってきてみてみよう、今度私はポピーが好きだから、ポピーまいてみましようとかという話になってきてしまうから、やはりビジョンとプロセスをしっかりとわきまえて蓬莱島の開発していかないと、今までなかったものがそういうふうには咲き出して、蓬莱島菜の花で観光客ににぎわそうなんていう考えはちょっと王道を外れています。蓬莱島イコールツツジなのだから。ぜひ何とか、今からでもいいから、ツツジに直せないかどうか、もう一度お考えをお聞きします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

蓬莱島の島内には、金尾山つつじ公園のようにツツジだけが植栽されているのではなくて、松などの針葉樹やクヌギやもみじなど広葉樹が混在している公園でございますので、シノが大分はびこっておりまして関係から、シノを除草した場所など、スペースがあいているところにツツジ等をまた補植していきたいと考えております。

今回の桜につきましては、先ほど関口議員からありましたように、県道からの町道脇にも桜があります。それから、鶴沢の脇にも桜が咲いておりますので、今回管理用道路をつくりました。そのつくった管理用道路の脇が殺風景な形になっておりますので、そちらの山側のところに桜を16本植栽していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

既に町のほうで以前行った地元説明会でツツジのほうをふやしてほしいという地元要望がありましたので、ツツジをふやしていくと同時に、町の花である桜と木であるもみじとを植栽して、ツツジの時期だけ

でなく、いろんなシーズンに景観が楽しめるような形として実施していきたいと考えております。

また、桜と菜の花ということで有名なのが幸手市にある権現堂堤が桜のピンクと菜の花の黄色ということで非常にきれいなコントラストを出しております、それらのことで観光客が大分見ていることもありますので、そちらのほうもイメージとして考えて実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今課長がよその事例言ってくれました。隣で規模が違うという声もあります。本当に長瀬町は全体が桜の時期には桜並木があったり、桜がきれいに咲いている場所あるのです。蓬莱島のわずか管理道路、あの距離に桜の木16本植えたからって、そんなに観光客がそれ見に、当てに来るとは私は考えられません。桜の時期に鶴沢から旧白鳥荘跡地の周辺は桜並木ですごくきれいです。ですから、管理道路に桜の木を植えたり、菜の花植える、こういう話をする前に、本当にいろんな人に意見聞いてもらいたかったです。もうやってしまったから、しょうがないではなくて。私から言わせると、本当に頭の中ノープログラムなのですかと疑いたくなります。

それと、以前にも言ったように鶏行政でこれこれこれで行ったのでは、振り返ったときにいいまちづくりできないです。やっぱり井戸に郷土かるたがあって、蓬莱島はツツジだと、そういう郷土のかるた先人がつくっていったわけだから、そういうのを大事にしてほしかったなと今私はこれ意見を言わせてもらいました。私も小さいときからずっとあそこに生まれ育ったわけではないので、わからないけれども、私が蓬莱島にある稲荷の総代をやったときから、掃除を皆さんに手伝ってもらってやりました。それで、ツツジをもっと花芽をふやそう、ふやそうということで努力をしてきたら、結果、桜と菜の花。ちょっとこれいかがなものかと思うのです。私も本当に反対ばかりしているという意見をいろいろ言われるのだけれども、これ言わざるを得ないです。担当課長、もう一度考えを聞かせてください。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

蓬莱島はツツジを植栽して、桜や菜の花はそぐわないのではないかというお話でございます。蓬莱島を整備したときに、先ほどお話ししましたように、本来蓬莱島にある樹性といえますか、樹木等も考慮しまして、もみじや桜も若干、島には何本かございます。そういうことで、蓬莱島公園の植栽計画を町のほうで作成させていただいております。もともと樹性や育成している樹木を生かすという前提をもとに内部で検討を行いまして、計画内容につきましては蓬莱島本島、本体部には全エリアに対してツツジを植栽していくということを基本に考えております。それから、蓬莱島下流部につきましてはもみじやカエデ、管理用道路川側には菜の花エリア、管理用道路山側には今回桜を植栽するわけですがけれども、桜並木エリアということで考えて計画をいたしておりますので、その計画に基づいて今回実行しているものでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、お聞きします。

ページが11ページです。11ページの企画費の負担金、補助及び交付金の住宅促進対策住宅取得奨励補助金、これは建てる方、申し込みの人が町内でしたか、町外が、町内の人、町外の人、それから家族構成が

わかったら教えてほしいと思います。なぜかといいますと、町内住宅促進で対策ということでやっているのですけれども、町内の人がうちをつくったら人口は全然ふえていきません。そうですので、町外の人は何人入ってきてくれれば長瀬町も幾らか見直されたかなと町外の人も見えていますけれども、内々でつくって内々に補助金をくれているというのはいかがなものかと思いましたので、これをお聞きします。

それから、次の民生費の19の負担金、補助及び交付金の1,800万ですけれども、臨時給付金の経済対策分というのですけれども、大体何人、何百人の人が該当したのか、その人数をお聞かせ願いたいと思います。

それから、13ページの扶助費、要保護・準要保護児童生徒援助費36万円ですけれども、これ国や県の金が普通半分ぐらいは来ているというのだけれども、今これで見ますと36万円が補正、一般財源で全部賄っているわけなのですけれども、国や県の補助金というのはいかなのでしょうか。

それからあと、要保護、準要保護になっている方の生活が苦しくて援助費がふえた、申請が多くあったということなのですけれども、そうなりますと生活保護、準要保護を受けるということになってくると、おのずから洋服とか何かというのもある程度、清潔ということはいいのですけれども、同じ服を着てくるねとか、何とかねということもありますので、そのところでいじめがあっては困るので、教育委員会、十分目を光らせていってほしいなと思います。

それから、さっきの7番議員の言いました、私も言おうと思いましたが、13、委託料101万5,000円、蓬莱島に桜の植木ということで、ちっちゃいときはよく蓬莱島に行きました。そして、蓬莱島から向こうの荒川のほうの長瀬寄りではアベックが来ていると、そこに石を投げましたけれども、ちっとも届きませんでした。そういう思い出が随分ありまして、随分行きましたけれども、そのときにはヤマツツジですか、ダイダイ色のツツジがいっぱいでした。ですから、そのところをツツジの山ということで、できましたら本当はミツバツツジ、ムラサキツツジからヤマツツジ、そちらのほうのツツジが多ければなおのことよかったです。4月には桜が一斉に咲きます。少したったら今度はツツジがいっぱいですよというので、美の山まねするわけではございませんですけれども、そんなふうなもの、長瀬は1回、桜だけで終わってしまうなど言われぬように、そういうふうな案もしてほしかったなと思います。

以上です。答えられる人答えてください。お願いします、答えを。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員の住宅取得奨励補助金の内訳ということでございますが、28年度だけでよろしいでしょうか。

○8番（大島瑠美子君） はい。

○企画財政課長（齊藤英夫君） とりあえず28年度につきましては、町内が3件、町外が13件、人数が41人、うち大人が30人、子供が11人、町外者が13件のうち30名、大人が24の子供が6となっております。今まで、これ25年から続いているのですけれども、25年からですと総数で66件、196人、うち子供が73人、66件のうち町外の方が35件、100人となっております。内訳、子供がそのうち26人となっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の質問にお答えをいたします。

臨時福祉給付金ですが、1人1万5,000円、対象が1,200人を予定しております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、大島議員の質問にお答えします。

国や県の補助金ということですが、今回は準要保護のほうの支出の関係であります。ですので、補助金はありません。要保護児童、要保護者と、あとは特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒に関しては、2分の1の補助金が国からあります。ですが、今回の36万円については、先ほど言いましたように準要保護児童生徒の数がふえた、そちらの支出になりますので、補助はありません。

大島議員言ったようにやっぱり生活が困窮してしまっていて、その負担を軽減するため、町として学用品、通学用品、新入学学用品、修学旅行費、校外活動費、通学費、給食費などを支給しています。今回当初小学生10人、中学生10人を見込んでいたのですが、小学生が5人ふえまして15人、中学生が3人ふえて13人になりました。この理由なのですが、生活保護を受給していた世帯が廃止されて、所得が低いものから、非課税ということで対象になっております。それと、やはり離婚や収入減などの事情によりまして申請者数がふえました。

以上です。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員の質問にお答えいたします。

大島議員からヤマツツジだけでなくミツバツツジ等を植栽してほしかったというお話がございましたけれども、地元説明会の中で、もともと蓬莱島には赤いヤマツツジが咲き誇っておりましたので、ツツジについてもヤマツツジを中心に植栽してほしいというご意見がございましたので、赤いヤマツツジを今後植栽していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 大分重複するところはあるのですが、私蓬莱島というと今もどきどきしています。私を育ててくれたのが蓬莱島なので、物心ついたときから蓬莱島で遊んでいます。金尾山のツツジの話が出ましたが、どちらが先か。もしかして昭和天皇陛下が来たときに金尾山に増植したのは覚えているのですが、それ以前にも金尾山にあったのかどうか。私が小学校出る前にはもう蓬莱島はヤマツツジが非常に多く咲いていました。

それで、幾つか言います。まず、蓬莱島整備事業案として出たのは、沼地を親水公園として整備していきたいと、またツツジを植栽し、ツツジの公園とする、沼地を整備し、川の再生をするというようなことが最初出ました。それから、町長の発言でも当初は、これはなしになってよかったと思うのですが、子供の遊べるような遊具を設置したらよいのではないかと、そのようなこともお話をされました。水辺公園のようなものにしたいと。昔からツツジが咲き乱れているところなので、ツツジ公園にしたいと。もう一点は、これ重要なことですが、自然の生態系を破壊しないような開発をすると、これは私質問したらそういう答弁でした。自然の生態系を破壊しないような開発をするということです。自然の生態系です。よろしいですか。公園の目的を見ると、地域住民の憩いの場、新たな観光資源として整備すると、この2点ですよね。公園設置の目的や事業案として桜の植栽は全く触れていないのです。桜ということは、申しわけないのですが、またやつは難しいこと言う。私太宰治が好きなのです。太宰治が富嶽百景という太宰治らしくない本を書いています。その中で三つ峠で、山梨県の三つ峠ですが、富士にはツキミ

ソウがよく似合うという一文節があるわけです。私見に行きました、三つ峠に。なるほどなと思いました。蓬莱島もこのところ毎日行っています、この話が出てから。蓬莱島の駐車場おりにいきます。ここでこういうふうにつくって島を見ます。すると、島の全景が、まだ少しもみじは残っていますが、これは非常に蓬莱島らしい、以前よりはきれいに整備されていますが、おお、蓬莱島だと。あそこの手前のつくられた道路のところへ桜の木を16本植えたと思います。こういうロケーションがあと10年たつてとれるかどうか。桜の木が邪魔になりますよね。そのロケーションまで考えて桜の木というのが出てきたのかどうか。こちら側から見て桜の木があそこに果たして合うだろうか。

これについては、当町ではものづくり大学との連携と言っていますが、ものづくり大学というのは、私が調べた範囲では、観光資源にかかわるものとか、植栽にかかわるものというのはちょっと学部等ではないのです。私が調べた中では、でも、そういう専門の方はいらっしゃると思います。こういう方のご意見は聴取当然されたのでしょね。あの蓬莱島に桜を植えるということで、これが全体としての計画で、学者のある意味目で見ると桜の木がいいというのであれば私は納得できます。なるほど、自分の目はやっぱり昔からの育った蓬莱島を見ているから、そういうふうに見ているのだと、全景的に見ると蓬莱島は桜でもいいのだと納得できますが、今の時点では桜がそこに植わった風景は納得できません。

また、りそな銀行の話も出ましたが、もう植えたのですけれども、りそな銀行の花壇と書いてあるので。りそな銀行花壇と。「の」と入って、あの場所は町のところなので、「の」は入れなくてもよかったのではないかなと。ただ、菜の花が多分ふえてくると思います。今はあの道ができてしまったので、もっと雑木林の中に曼珠沙華がぱっぱぱと生えているのです。本当ならそういう姿のほうがよかったのではないかなと。夏の木漏れ日の中を今歩けないのです、草が生えてしまうと、雑木林の中は。駐車場のすぐ下です。そういうあたりだと曼珠沙華のほうが向いていたのではないかなと。

なおかつ親水公園を目指すということであれば、沼地の整備であるとか、あの蓬莱島公園の下にある沼、あそこはクチボソとかヌマエビがいっぱいいたのです。昔は苦しかったから、あそこへ行ってヌマエビをすくって持って帰って、あれをつくだ煮にしておかずで食べたのです。食べてはいけなかったのかわからないですけれども。今県になってから、すくっていいものかどうかかわからないので、ヌマエビがいるかどうか確認していません。それから、大沼はフナとか随分湧き水があつて、やはりクチボソなんかがたくさんいました。あそこを釣り糸垂れたのだけれども、やはりあの蓬莱島公園を親水公園のようにするというのなら、もしかしてあの大沼をまげたあの辺でちょっと釣りをしたりとか、子供さんが釣り糸を出してとか、そんなようなことを含めた公園になるのではないかなと想定していたのですが、そういう方向ではなくて桜ということで来るとちょっと納得できないと。

いろんな見方があると思います。私行ったときいた人に声かけてみました。ここに花が植わったら、こういう木はどうですか。桜と言う人3人しか会わなかったのです。ここ四、五日で3人しか会いませんでした。会った方は、1人が桜、あと2人はもみじでした。あそこから景観に合うのはどんな木ですかねと。よく来られている方は、あそこに沼にカワセミがたまに来るのです。めったに来ない、あそこは。ただ、小鳥はたくさん来ます。この間は、キツツキの類が来ていました。ただ、その人がずっと前から写真を撮っているのだけれども、整備されてからやはり小鳥は少なくなったというお話をされています。

余分な話も出てきますが、官民学の3者連携によるものづくりを推進しなさいというふうなことです。ものづくり大学等でこういう連携をしたのかどうか、それから先ほど課長の答弁で、大島議員の答弁のときにあそこに桜を植えることになりましたと言ったのです。まだ決定していないのです。桜を植え

ると決定していないのです。桜を植える予定でしょう。決定という言葉は取り消してもらいたいと思います。

以上について回答をお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来から蓬莱島整備事業についていろいろなご意見をいただきました。今回補正で出しました蓬莱島、蓬莱島ではなくて蓬莱島周辺整備事業なのです、実は。皆さんのおっしゃっている蓬莱島は、アカツツジがたくさんあってきれいなところ。ここはしっかりとヤマツツジを植えますという話を先ほどから課長がしております。

それで、ただいま桜を植えたいという話をしておりますところは、駐車場から蓬莱島に行く手前、議員さんもおわかりだと思いますけれども、そこは今空き地になっております。それで、ここは桜のエリアにしようということで、そしてその手前は曼珠沙華、これは今までもたくさんありましたけれども、今回地元の女性のご厚意で2,000株植えていただきました。また来年もこのところには植えたいというお話をいただいております。それからまた、曼珠沙華のすぐ下はアジサイがございます。このアジサイは多分白鳥荘時代に植えたものだと思いますけれども、ここも生かさせていただくということ。そして、反対側に菜の花をまいていただきました。今回は3分の1程度でしたけれども、最後までやりたいというお話をいただいております。

議員さんたち多分蓬莱島たくさん行っていらっしゃるので、わかってはいらっしゃると思いますが、今回まいた菜の花のこれからやりますという話の菜の花のところは、ここは菜の花がたくさんありました、実際。多分ご承知だと思います。それで、私としてはこの菜の花を何とか生かしたい。と申しますのは、まだ今回はまいてありませんけれども、ここは岩が非常に多くて、多分木がちょっと無理ではないかなという思いがしていたところがございます。菜の花がたくさんここ咲いていましたので、その菜の花を刈り取ったのを少し種を散らして、来年何とかここに菜の花でも咲かせればお金もかからないで済むなという思いでいましたところ、りそな銀行さんのほうからそういうお話をいただき、今回はちょっと無理でしたけれども、行く行くは全部このところは菜の花にしたいという話でした。ですので、大変いいお話だなと思って協定を結ばせていただきました。

それからまた、川の再生ということを私も申し上げました。多分村田議員さん、たびたび行っていらっしゃるそうですので、おわかりだと思いますけれども、少しずつこちらも今きれいにして、川も使えるようにしているところがございます。いずれはこの全てが再生されて、ヌマエビは多分いると思います。私の子供たちが遊んでいるころには、ザリガニがたくさんいました。子供たちが、うちの子供たちもそうですけれども、ここでザリガニをたくさん釣って遊んでいたのですけれども、多分いるのではないかなと思っています。ここをだんだんと再生をさせていただきたいと思っております。予算もありませんので、一度にはできません。その中でここは川の再生をさせていただきたいと思っております。

それから、昔大沼、小沼とあったのですけれども、これは大沼と小沼一つになってしましまして、今はそういう状況ではないのですが、でも夏場はこちら水がたくさんあったものですから、子供さんたちがここで川遊びをしておりました。村田議員さんも子供のころここが遊び場だったというお話でございますけれども、井戸の子供さんたちもみんなここで成長をしてきたわけでございます、その中で桜がここに生えると景観を損ねるというお話でございますが、菜の花を見ながら蓬莱島をしっかりと見れると思います。

ということで、こちらといたしましてはこのような青写真をつくらせていただき、なるだけ町としての財政を揺るがさないように、これからはなるべく10分の10事業といいますか、お金をかけないで整備をしていきたいということで進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○5番（村田徹也君） 課長の答弁はないのですか。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

桜を決定ということで申し上げたのは、私の考えといたしましては、植栽計画のエリアとして桜を植栽していくことの計画として決定したということでございまして、今回の補正予算の内容の桜事業、整備事業として決定したということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（村田徹也君） ものつくり大学は。

○産業観光課長（横山和弘君） それから、ものつくり大学と協定を結びましたのは、ことしの……

○5番（村田徹也君） 違います。聞いたのかどうか、桜が適しているかどうか。

○産業観光課長（横山和弘君） それで、ものつくり大学と協定を結びましたのが11月でございまして。先ほど申し上げました桜の植栽計画は5月に決定しておりますので、ものつくり大学に桜を植栽したらどうかという意見は聞いておりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、桜ということは町のほうであそこに桜を植えたらいいのではないかとこの計画を出されたということですね。もみじということは全く出てこなかったのかどうか。これは私の目が節穴かわからないけれども、私はもみじのほうが似合うのではないかなと。植えるとしたらですよ、多分。ここできょう決定されるのが桜と決定されるのか、またはそういう考慮の余地があるのかどうかということ。

それから、総合戦略の中でうたっていますよね。桜の名所としての付加価値を上げるため、新たな桜の名所づくりに努めると。さらに、もみじなどの、これ原文を読みます。植木の植林を行い、何かちょっとおかしき言葉遣いだと思いますが、新たな名所づくりに努めると。これでいくと、もみじでも決して町の総合戦略には不適合していないということだと思います。

さらに、私議会で以前に産業観光課長に言ったのですけれども、北側3分の1はササが生えたりしていて、随分今あそこ刈ったり、きれいに一生懸命やられているのですけれども、あそこあたりにヤマツツジ等を1株株主を募って、例えば町民に呼びかけて、幾らで買えるかわからないです。2,000円とか3,000円とか、そういうことで呼びかけたらどうかというお話を、ちょっといつの議会か覚えていないのですけれども、言ったのですが、全然そういう方向性というのは出ていないのです。町でいずれ植えると。

私が蓬莱島の中を見に行きました。何本ぐらい植栽したのかなということで、私が多分これだろうというのは7本しか確認できなかったのです。先ほど15本とか言われたのですけれども、またよく行って見てみたいと思いますが、これは確かに植えたのだなというのは7本は確認しました。あと、桜が島の中にあつたというお話は、あれはヤマザクラのほうですよ。

こういう総合戦略でうたっているのです、また中にもみじを植えていくというお話ですと、またそれにお金がかかりますよね。今回の100%補助金なのだけれども、これも突き詰めれば税金ですよ。だから、

また町の税金を使ってあそこに桜を中に植えていくのだとしたら、このお金でツツジを植えてもいいのではないかなと。少し手前にもみじを植えるぐらいでもいいのではないかなと、そんな私は感じがします。

まだ言いたいことは幾らかあるのですけれども、ここでこの桜でなければいけないと決定しているのか。あとは、やっぱり決めるときにもものつくり大学には相談していないと。5月で11月だから、相談無理だということなのだけれども、これからはやはり何かを、例えば公園をつくるという場合にも当然、大学の先生が知識があるというのではないですよ。造園師さんでもいいですよ。樹木医の野村先生なんかでもいいですよ。こうやって眺めて、なるほどな、これはこれでいいのではないかというふうな相談があって、指導というのですか、あったのならうなずけるのだけれども、それなしに町のほうで桜と決めたということにちょっと納得ができない。どういう答えをしていただくか難しいと思うのですが、お願いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほども村田議員がおっしゃいましたように、総合戦略の中で桜ともみじ、桜が町の花、もみじが町の木ということもありまして、それらを植栽して新しい観光名所というようなこともうたわれておる関係から、今回、町道沿いから鶴沢のほうにかけて蓬萊島につながる桜の並木がございましたので、その続きといたしますか、そういう形で考えまして、左折して管理用道路が直線になるわけですが、そこから左側がピンクの桜で、右側が菜の花ということで、上流のほうを見回してみますと非常にきれいになるのではないかと考えて、桜として計画を立てたものでございます。

それから、先ほどございましたササがはびこっていて空き地になっているという場所なのでございますけれども、これは桜と松等を守る会、NPO法人が、島内にはもみじやカエデ等が植栽されていたので、そのエリアにカエデともみじを植栽したいというお話がございました。そして、実際きょう桜と松等の皆様方が野村先生を中心にそのエリアについて植樹していただいているところだと思います。

ほかは、漏れている点がございましたら。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、少しだけ補足します。

課長、課長はあそこから上のほう、沼沿いのあの道沿いをずっとよく眺めたことありますか。じっくりと眺めましたか。課長が悪いとか、そういうことを言っているのではないです。もみじでも十分景観は素晴らしいですよ。もみじのほうは季節が長いですよ。どちらかという植えるのならもみじのほうが、ただ台風で根こそぎやられる可能性もありますけれども、あそこへ100万ちょっと、101万5,000円か、もみじならそんなにかからないで、半分ぐらいは島の中にツツジを植えたりできると思うのですけれども、決定かどうかというお話を聞いていないので、変更の余地があるのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えします。

町の植栽計画の中では、そこは桜ということで、計画の中ですけれども、桜エリアということで決定している事項でございます。ただ、今回の緑化推進委員会のほうに対しての申請は、見積書をとって、現在もう申請という形では桜の木を植栽するという申請してございますので、なかなか今から変更する

というのは難しいことだと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 11ページなのですけれども、の歳出、やっぱりここに重大な欠陥を持ったマイナンバーの予算が組まれているということで、改めてやっぱりマイナンバー自身が非常に危険なものなのだと、例の日本年金機構ではサイバー攻撃を受けて125万人もの個人情報が出しているというふうなこともあって、それから憲法から見てもプライバシーを侵害する違憲の制度だということでもって裁判にもなっているという中で出てきているわけなのです。これについては私は賛成しかねるということで発言しておきます。ただ、ほかのところについては別にないですけれども。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） もうくどく言っても仕方ないので、要するにあそこに私は桜の木は似合わない、それからツツジを植えるとか言っているのだけれども、多分3月議会の中で申し上げました1株株主を募ってでもツツジをあそこに植えて、町民が本当にこれが植えたツツジだと、あそこは赤いヤマツツジだけではないのです。ムラサキツツジも川沿いにはずっとムラサキツツジが咲いています。そのほうが早く咲きます。水管橋の下の金石の渡しから見ていただくと、ムラサキツツジも岩に突っかかって、そんなに多くない。10本ぐらいは咲いています。そんなことなので、税金の注入と、それからあの蓬莱島の景観というふうなことで、あそこに桜を植えるということは断固反対ですので、私の意思表示をしたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

ちょっと私もまとまっていないのですが、まずこの補正予算書の中で今一部のことが問題となって反対という方向にはなっているのかなと思いますけれども、私の世代からすると余りこの蓬莱島とツツジというのがイメージが少ないのかもしれませんが。長瀬八景というものがありますけれども、こちらですと蓬莱島は月明かりと松風の蓬莱島となっているようで、松林があるのかもよく、済みません。わからないですけれども、そういったことから、答弁のほうでも皆さんがおっしゃっているツツジもこれからも植えていくということですし、皆さんのいろいろなご意見や思いというものもあるとは思いますが、これらを全て取り入れるというのはなかなか難しい部分もあると思います。そういった中でも、今いただいた貴重なご意見を参考にさせていただいて、今後の計画もしっかりと進めていただくということで、私は賛成させていただきます。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私もこのゴルフ緑化事業の件で納得はいきません。蓬莱島は、私も先ほど申したように、あの神社の総代として先人があそこにツツジをずっと残していった。これを何とか復元しようということで、私も議員になって今まで一生懸命発言もしてきました。それを今回生態系が違いうように、きれいだからといって変えていく。そして、あの管理道路のところは、以前は白鳥荘がやっているときにはグラウンドゴルフ場でした。一応それを発言しておいて、私は納得いかないので、反対討論にいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 私も子供のときから村田議員と同じでよく見てきましたけれども、蓬莱島のほうには桜を植えないで、道のほうに植えるということなので、私は賛成したいと思います。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

〔「採決しちゃえよ。幾らやったって同じだよ。」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成28年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時30分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第49号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第49号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出では一般被保険者高額療養費の増額及び基金積立金の減額のため、歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第49号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の概略を説明させていただきます。同一の月内に同一の病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金の額が限度額を超えた場合に支給する高額療養費の増加が予想されておりますので、それに対応するために増額補正をするものでございます。また、この財源といたしましては、9月議会で基金積み立ての増額補正をご承認いただきましたが、この基金に積み立てをする一部を高額療養費に振り向けるために積立金の減額補正をしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正によるとございますので、1枚めくっていただき、2、3ページをごらんください。第1表、歳出予算補正の第2款保険給付費1,400万円を増額し、第9款基金積立金1,400万円を減額し、歳出予算の総額は変わらず10億9,689万3,000円にしようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。歳出につきましては、第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費の第19節負担金、補助及び交付金の高額療養費は、被保険者が受けた療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額を支給することにより負担を軽減するもので、今後増加が見込まれますことから、1,400万円を増額補正し、補正後の一般被保険者高額療養費の額を9,300万円とするものでございます。

次に、第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金、第25節積立金の保険給付費支払基金積立金につきましては、高額療養費の増加分に充てるため1,400万円を減額補正し、補正後の基金積立金の額を557万6,000円とするものでございます。

以上で議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第49号 平成28年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第11、議案第50号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第50号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。
本案は、長瀨町観光情報館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。
産業観光課長。
- 産業観光課長（横山和弘君） それでは、議案第50号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。
提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございまして、現在長瀨町観光情報館は一般社団法人長瀨町観光協会へ指定管理を行わせておりますが、指定管理期間が平成29年3月31日で満了となるため、指定管理者の公募を平成28年10月17日から11月11日までの期間で行いました。期間中に応募がありました団体は、一般社団法人長瀨町観光協会の1件でございました。申請内容や活動実績等を審査した結果、選定基準に該当する団体と認められましたので、指定管理者の候補として選定することが適当であると判断させていただきました。新たに平成29年4月1日から3年間の長瀨町観光情報館の指定管理者を指定するため、この案を提出するものでございます。
それでは、議案をごらんください。1、指定管理者に管理を行わせる施設、(1)、所在地、埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨529番地1、(2)、名称、長瀨町観光情報館。
2、指定管理者に指定する団体、(1)、所在地、埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨529番地1、(2)、名称、一般社団法人長瀨町観光協会、(3)、代表者、代表理事、小埜一博。
3、指定する期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。
以上で説明とさせていただきます。
- 議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。
10番、染野光谷君。
- 10番（染野光谷君） その場所は、昔三峰荘というのがあったところですか。
〔「長瀨駅前」と言う人あり〕
- 10番（染野光谷君） 駅前。済みません。間違えました。勘違いした。
- 議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。
- 5番（村田徹也君） では、幾点かについて質問したいと思います。

まず、1点目、観光協会への委託料とか、事業費とか、プロモーション事業とか、補助金等支出総額というのがなかなかつかめないで、ちょっと不明確といたしますか、計算していけばその都度出るのですが、

そういうことがあるのですが、これらの理由から指定管理料の額というのはこの時点では未定なのか確定なのかということをもまず1点お伺いします。

それから、2点目、パンフレット、ポスター類など、全てかはっきりわかっていないのですが、観光協会への委託になっているような気がします。産業観光課としてポスターまたはパンフレット等をつくっても、ある意味観光協会とは別に町の創意工夫というのが出るのではないかなと、そういうことをしているのかどうかということ。

3番目、議員の中から会計監査の人がいると思うのですがけれども、会計決算というのについて我々には示されないのです。それがどうなっているのかと。つまりこれ賛成するにも反対するにもぎりぎりなのか、それとも余剰金が出ているのかとか、そんなところが全くわからないので、概略で結構です。

4点目、観光協会によっては受益者、自分たちが自前で運営しているというところもあります。それから、観光案内業務だけやっているところもあります。一般社団法人としての自立に向けた方向性が出ているのかどうかという点。

5点目、車で来客というのが非常に多い、何対幾つというのはわかりませんが、長瀬駅前非常に混雑していますが、車で来客する人も随分いると思います。鉄道利用者優先の案内所という位置づけがちょっと強過ぎるような気がします。場所的に車を置いて聞きに行くということはなかなかできないので、歩くときといてもちょっと中へ入っていかねばならないので、あそこに観光案内所があるというのがわからない観光客も結構いるようです。季節によっては特設案内所も設置されているようなところも見受けられますが、混雑するようなときは、例えば長瀬の交差点に空き地がありますよね。空き地といっても個人所有だと思います。旧井深商店があったところですか、あんなところに例えばテント1つと机1つでもいいから、観光案内ができると、そんなふうな工夫がちょっと不足しているのではないかなという感じがしますので、そういう方向について町で主導してそんなふうによくの観光客に観光案内業務等、プロモーション事業ではなくて、そういう現地に来た人たちへの対応というのですか、そういうのできるような観光案内所であつたらいいなと思いますので、以上の点、5点ばかりについて質問させていただきます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定管理の委託料でございますけれども、平成28年度、今年度の予算上の委託契約しておりますのは362万円でございます。この金額を基準としまして、来年度事業内容等を検討し、最終契約していきたいと考えているところでございます。

ちなみに、この362万円の内訳につきましては、観光案内業務が258万円、これはほとんどパートの方の person 費ということで算出です。それから、モニユメントの管理ということで、実際モニユメントは映像が今壊れておるわけですが、デジタルサイネージということでそちらのほうの映像を流す、観光名所の映像を流すということで、こちらを映像のソフト会社に委託をいたして制作をしていただく、実際は委託をしているわけでございますけれども、そちらの事業が32万4,000円、それからロケーションサービスということで、各種マスメディアからのテレビ、雑誌、ラジオ、新聞等々から問い合わせや記事、それから取材等がありますので、そちらのほうのロケーションサービスに職員が対応して、現地随行等、案内業務等をしている業務としまして、これも実際は person 費になるわけですが、48万円、それからパンフレット作成業務ということで23万6,000円、このパンフレットは新規につくるようなパンフレットではございませんで、既存のパンフレットが足らなくなったようなときの増刷分ということでございます。

今ご質問の1番と2番をお答えしたような形になるかと思うのですけれども、それから3番目といたしまして、3つ目の質問としまして、会計のほうがどうなっているのかというご質問でございますけれども、この指定管理で行っていただいている4つの事業につきましては、先ほどお話しした内容でございますけれども、同じになってしまうのですが、観光業務としては人件費、これをそのまま観光協会の実際パートさんが行っている事業でございます、時間当たり850円の8時間、それから年末の29、30、31の3日間だけが観光情報館が閉館するものでございますので、362日8時間あけてございますので、それらを計算しますと258万。ですから、これはそっくりそのままパートさんの人件費として出てしまっている状況でございます。それから、モニユメントの管理で映像管理ですけれども、これも委託業者、映像ソフト会社のほうに委託している額でございますけれども、この金額がそっくり出てしまっている状況でございます。それから、ロケーションサービスということで48万円ということで申し上げましたが、この額も人件費ということで収入として上がってきていない、支出している観光協会のほうへの歳入として出してしまっているものでございます。それから、パンフレット作成業務で実費ということでございますので、この事業で観光協会のほうで実際収益が上がっているという内容ではございません。

それから、4つ目といたしまして、観光協会で運営しているところもあるということでお話ございましたけれども、今まで申し上げてきた内容を観光協会のほうにこの業務をやってくださいということをお願いしている事業でございますので、長瀬町は観光地としまして、いろいろ電話対応やパンフレットの郵送、それから先ほど申し上げましたようにマスメディアの対応等がございますので、電話案内と観光案内業務だけでは、来場していただいた方にはその対応だけでは物足りないというようなこともございますし、マスメディアにも対応がございますので、それらの対応もお願いしたいということで、町のほうとしてもアウトソーシングということで指定管理として出しておる状況でございます。

それから、最後、5つ目といたしまして、車での観光客と電車での観光客ということで、観光情報館の設置場所が長瀬駅の構内ということで、電車対応の方に偏っているというようなお話がございましたけれども、実際長瀬駅の乗降客というのは、秩父鉄道のほうにお話ししてその乗降客数は把握しておりますけれども、車での対応の状況は把握できないような状況になっておりますので、その割合というのはわかりませんが、10月の日曜日等はシーズンで非常に車が混み合いました。確かに駐車場が観光情報館周辺にございませんし、駐車場自体もとめるところがないというような状況でございましたので、村田議員のおっしゃるように特設案内所というのは一つの考え方としていいものだと思いますので、そちらの案内所をシーズン、非常に混雑する時期だけでも設置できればいいのではないかというような考えで私もおりますので、それについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。



◎会議時間の延長

○議長（新井利朗君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑ございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 本当にこれわからないので、質問なのですけれども、ロケーション事業、要するにマスメディア等の対応ということなのですが、お金もらうのではなくてお金払っているのですね。テレビ埼玉にお金払っているというのはちょっと聞いていますが、それとは別ですね。取材に来たときにロケーションということでお金がかかる。それわからないので、そのことについて。

それから、モニュメントについて。モニュメントを、以前も言いましたけれども、確かに業者に委託して、あそこに小さいテレビを置いてというふうなことなのですけれども、こういうものをやめて、もう余り見る人もいないような感じなので、無理にあそこにモニュメントを出さないと、例えばモニュメントが32万円ですよ。30万円削除できるではないですか。そんなふうな方向で私はやっていったらいいのではないかなと思います。

あと、1点回答がなかったのですが、産業観光課でパンフレットとか何か、そんなふうなものについて、これもとをつくるというのは非常に難しいと思うのですが、直接にこんなふうなものをつくって、素案をつくって業者に発注したりと、そういうことをやっているのかどうか。やらないで、それを全く観光協会に例えばこういうパンフレットがあると、230万円かかりますよと、それを観光協会にお願いして、観光協会から出すという仕組みになっているのか。産業観光課でも観光の一つとして、また観光協会とは違う目でそれを幾らか素案をつくったりというのをやっているのかどうかというふうなことについて。

あと、4番目の受益者が自前で運営しているところもあるというふうなお話前もしたことあるのですが、例えばそういうところもありますよと、これは観光案内業務だけそういうふうにやろうというふうなことでやっているところもあります。大きな宿泊客が来てというようなところだと交代でやったりというところもあるのです。これを長瀬でやってくれというわけではないのですけれども、一般社団法人としての自立には、そのほかに収入源とかいうのもあるわけですね。全体としての1番にちょっとかかわるのですが、歳入と歳出、幾らとかいうことは全然いいです。これがかなり厳しい状況でやっているのかどうかわからないので、概略、とんとんでやっているとか、そのことについてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

再質問4点ほどあったかと思いますが、まずロケーションサービスでございますけれども、この委託料は観光協会に出しているお金でございます、その人件費なのですけれども、職員が対応するに当たってのロケーションに随行したりする観光協会職員の人件費等に充てられているものでございます。ですから、マスメディアにお金を払っているというわけではございません。

それから、2番目といたしまして、モニュメントということで映像はやらなければその委託料が浮くのではないかとということがお話がございましたけれども、長瀬は多くの観光客がお見えになっております。パンフレットだけをお渡しするのではなくて、映像としてこういう場所だということで提供するという趣旨でもともとモニュメントも作成しておりますので、確かに今度はデジタルサイネージですから、小型のテレビというような形にもなってしまいますけれども、映像サービスも引き続きやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、パンフレットの作成ということで23万6,000円、これは先ほども申し上げましたけれども、既存のパンフレットを……

○5番(村田徹也君) 違います。これ以外のパンフレットです。

○産業観光課長(横山和弘君) これ以外のパンフレットは、新規に作成するような場合は、別途観光パンフレット委託料ということで指定管理とは別に予算をとってありまして、それを使って、こととしていいますと観光大使を使った今井華さんのパンフレットというのを新しくつくりましたけれども、それは別途委託料で町の一般会計の予算の中に入っている。

○5番(村田徹也君) だから、それを町で素案をつくったりしないのかということ。

○産業観光課長(横山和弘君) 基本的に素案というか、印刷会社、デザイン会社と町の職員で検討しながらつくっていったものがございます。それで、町のほうとすると例えば、例に挙げてあれですけども、先ほど申し上げましたように、今井華さんのイメージ写真を入れて案内をしていただくようなパンフレットをつくってくれという大まかなものとか、あとは長瀬の名所で今回の、今井華さんを使った若い人への観光パンフレットなので、比較的内容とすると若い人目線でのパンフレットというような形で町とデザイン会社と協議しながら作成はしております。

最後に、観光協会全体としての予算ということでございますけれども、観光協会全体といたしましての予算は観光協会の平成28年度予算は歳入歳出ともに3,000万円でございます。ですから、歳入歳出ゼロという形になるのですが、参考までに27年度の決算では年間で9万円の残額、黒字だったと記憶しております。

以上です。

○議長(新井利朗君) 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) では、1点だけ。モニュメント事業32万円なのだけれども、これも来ていただいた方に現物でなくて動く動画で見ていただいたらいいのではないかとのお話ですけども、自分であったらそんなものは見に行かないといった場所の、特に長瀬は自然を売ったりしているわけですよね。それに対してあそこでちらちら動くものを見に来る人はいないと思うので、無駄なことだと思いますので、せめてこれでもやめたほうがいいのではないかなと個人的には思います。

以上です。

○議長(新井利朗君) ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番(関口雅敬君) 私は、この指定管理が出てくると、反対する気はないのです。反対する気はないのだけれども、この観光協会が一般社団法人だということで、うまく独立していってもらいたいという気はあるのです。今も課長がいろいろな答弁しているけれども、私以前にも言いました。観光協会にあれもこれもいろいろなものを観光協会におっつけて、お金を出すのが目的で観光協会にいろんな事業をつけているようにしか見えないのです。今5番議員がいろいろ質問していましたが、とっても課長が答弁に苦しんでいるというのは私見て本当にかわいそうだなと思いました。

そこで、指定管理者を、以前も言いましたよ。この指定管理料を払って観光協会にあの建物を管理していただくのではなくて、指定管理料自体をなしにして、あの建物を全て観光協会ですべて自由に使うということにシフトチェンジする気はないですか。きょうの一般質問にも職員の定数の話がありました。ここでも観光協会ですべて働く人の人件費はこの指定管理料から払っているということですので、指定管理者制度をなしにして、この建物全て一切合財観光協会に自由にお使いいただく。そうすれば時間の制約もなし、誰に貸そうが、観光協会がそこで写真の展示会やって、お金を1時間幾らでという規約もあるから、そう

いうので稼いでいただくということで、課長、いかがでしょうか。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

観光情報館を指定管理にしないで、観光協会に貸してしまえばよいのではないかということなのでございますけれども、観光情報館はお越しいただいた観光客への情報発信の場でございますし、このため単純に施設の管理を行っていただいているだけではなくて、先ほどもお答えいたしましたけれども、観光案内業務とか映像による情報発信業務、あとマスメディアに対応するロケーションサービス業務、パンフレットの作成業務を町が本来職員がやらなくてはいけないものをかわってやっていただいていると、そのためにはお金がかかるので、そのお金を支払っているというものでございますので、これらを指定管理にしないでそれぞれ委託契約を結ぶということになってしまいますと、また逆に指定管理制度の趣旨から考えますとそぐわない。指定管理事業として施設を出しなさいという趣旨から反するような形にもなってしまいますので、今回議案として情報館を上げさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長、観光情報館ができる前に観光案内所が、さっき5番議員が車の人に今はできないと言ったけれども、前は車がひょっと来ても観光案内所はちょっと聞いてすぐ出られたのです。あれは、秩父鉄道がバスがUターンするために邪魔だから、どかせということで、観光情報館という建物を今あるトイレの前につくったと。これは、前町長が事業をやったわけです。そのときに新しく建物を建てたから、観光情報館の指定管理制度というものを認めてほしいという議案が出ました。私はそのときも言ったのだけれども、今課長が言うように、あれは指定管理していないといけないような言い方だけれども、現にあった観光案内所、ログハウスみたいのがありましたよね。あれが邪魔だから、どかせと、あそこに新しくつくってやったのだから、前と同じように観光協会で作ってもらえばいいのです。課長の議会の答弁で、速報で260万人も入り込み客数が入っているという答弁があって、260万もお客さんが来ているのだったら、観光協会も一般社団法人という会社を設立したのだから、もう飛び立たなければおかしいです。何年も何年も税金、三百幾らと言いましたけれども、私の一般質問で建設課長が側溝ができない、道路ができない、いろんな質問の中で、やっぱり財政は潤沢にないのです、町には。だから、やっぱり切るべきところは切って、一回観光協会に指定管理外して、あの建物を自由に使わせてやってみたらどうですか。

職員の数多いのではないか、少ないのではないかという議会の質問、答弁もありました。今課長が言うように、あれは案内所のお金、案内するための業務のお金なのですよと言ったら、産業観光課でできることはやればいいではないですか、5番議員が言うように。私前も言いましたよ。あれもこれも観光協会におっつけないで、役場でやることは役場でやる。どうしてもそういう市町村のやってはいけない場に踏み出すときは観光協会にやらせればいだけで、印刷物や何かなんていうのは役場で、産業観光課でやればいいではないですか。あれを三百幾らやっているということは、産業観光課の職員が1人いるのと同じです。お金だけ向こうへやるという話だから。

だから、課長、これ指定管理者外して自由に観光協会に使わせれば、観光協会だって足かせがないのです。建物を使うのに何時から何時までとか、そんな約束事なく自分たちが、例えばきょうはもみじのライトアップがあって遅くなって、会議をやるうといってもあそこでできるではないですか。だから、私が以

前から言っているとおり、この観光情報館指定管理を外して観光協会で作らせる。あれもこれも、何でもかんでも観光協会におっつけたのではかわいそうです、観光協会が。そういうことで、課長、もう一回答弁してください。もう平行線になると思うのだけれども、お願いします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

回答が以前の内容と重複することもあるかと思いますが、ちょっと説明させていただきます。観光情報館を指定管理したことによります362万円は、時給840円の8時間を362日分で計算しまして243万2,640円、観光案内電話代として、これも実費分として14万7,360円、その合計としまして258万円、映像を流す作成費の運營業務としまして月額2万7,000円の映像作成料を12カ月で年額36万4,000円、ロケーションサービス業務としてマスメディアの対応が大体月額4万円ぐらい職員の人件費等かかっておりますので、その12カ月分で48万円、それとパンフレットの作成業務ということで増刷分、これもパンフレットが町ということもお話がありましたけれども、既に作成してあるパンフレットは、ほとんどはけるのは観光案内所で、役場のほうに問い合わせでパンフレットを送ってほしいというのはほんの数件でございます。役場のほうでも在庫はありますけれども、在庫管理といいますが、パンフレットのほうの増減は観光協会のほうで管理しておりますので、それがなくなったような場合に観光協会のほうで増刷をしているパンフレットの作成費ということになってまいりますので、観光案内業務として情報館に、内容を詳しくお話ししてまいりますと、観光情報館に来客している人が年間で約20万人、電話の問い合わせ件数は年間1万2,000件、パンフレットの郵送も年間約400通というような形になっておりますので、これらの観光案内業務をまた役場の職員でやるということも、非常に職員等がその業務にかかわってくる時間、日数等も出てまいりますので、先ほど申し上げましたように、アウトソーシングでパートの方に観光案内業務をやっていただくというほうが町としても有益、安価にできるということで指定管理としてお願いしているものでございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今課長が非常に苦しく答弁するのもよくわかります。本当に私よくわかります。私議員になったときにKという観光課長がいました。その方は、自分でビデオで映像を作成してまでやっていました、昔は。今課長が言うように、観光協会に問い合わせが何本、役場には何本しかありませんと言うけれども、私が例えばどこかの町に観光に行きたかったら、その町の市町村役場になんか電話番号調べてなんて、そんなことをしません。今、日本全国どこでも観光協会というのがあるから、そこに電話なり問い合わせします。だけれども、問い合わせするけれども、その観光協会の費用がその市町村で運営しているかどうかなんて観光客は考える人はないと思います。

だから、もうここは観光協会、入り込み客数が260万です。こんな360万ぐらいの費用の話であだのこうだの言っていないで、ちょっと自分たちが眉をしめして鉢巻き締め直して一生懸命商売やれば260万です。これは伊勢神宮のホームページ抜いているのだから、しっかりやればできるのだから、一回やらせてみてください。町民の方々は、生活のいろんなものを我慢していると。側溝が欲しい、道路を直してほしいどうのこうのとっているのを結構我慢しているのです。だから、私は総花的に予算つけろなんて一回も言ったことはないです。ことしはこれやるのだったらこれやればいいではないですか。だけれども、観光協会はもう独立して、最初言ったのが3年間で飛び立ちますと言ったのです。それで、そのときの観光

協会の方が日本一の観光協会をつくるよと私にはっきり言ったのだから。もうそれから何年たっているのでしょう。だから、もうここで一回見切りつけて、この観光情報館の指定管理料はやめて、一回やってみたらいいではないですか。3年間やってみましょうよ。今まで我々は3年間ということ認めてきたのだから。それがもう3年間過ぎててもまだばたばたしているから、言っているのだから。それで、もうかっているかもうかっていないかといっても守秘義務があるから、税務調査はそういうふうにする目的でやっていないという答弁になってしまうから、これわからないから、一度外しましょうよ、観光指定管理者制度を。観光協会にあの建物を自由に使っていただいて、どうしても苦しかったら、またそれなりに役場通して話して、議会で議論すれば町民の方もわかってくれると思います。

もう私これで3回になりましたから、課長、もう一度しっかりした答弁やってください。私反対はしたくないのです、本当に。好きで反対しているわけではないです。わかってくださいよ。町民の方は、関口は反対ばかりしている。私は、反対したくてここへ来ているのではないのだから。しっかり皆さんが税の公平性というものを考えて運用していれば私は賛成するのです。課長、最後にまとめてください。それによって私は採決自分なりの考えでやります。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

観光案内所を指定管理にしないで、観光協会のほうに任せてしまえばよいのではないかというご質問でございますけれども、先ほどから申し上げますように、指定管理といたしましてもそれぞれ個々の電話案内業務の委託したり、個々のパンフレット業務、ロケーションサービス、それぞれ確かに個々の委託、それを一まとめにして指定管理ということで出しておるわけでございまして、指定管理に出さないでというお話になってしまいますと、先ほども申し上げましたように指定管理の趣旨から外れてしまいますし、指定管理にしないととなると、町の公の施設ですので、役場の職員が行くなりしてそこを最終的には管理する人がいなくてはなりません。そうしますと、観光案内所という役割を持っておりますので、職員ないしパートの方々がそちらの施設にいて案内業務やいろいろ行うということになってくると思います。それら役場の職員がそうした業務を行っていくのより、今回はアウトソーシングして一般社団法人である観光協会に指定管理として出すほうが非常に安価でできるということで考えているもので、議案として提出させていただいたものでございますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 確かに……

○議長（新井利朗君） 染野議員、先ほど一番最初に発言を求め、また取り消しといえますか……

○10番（染野光谷君） かわいそうになったから、2年でいいよ。関口議員が言っているけれども、うそではないのだよ、この問題は。いいよ、それで。議事録なんか載っけなくてもいいよ。関口議員が言っていることも本当なのだよ。俺はそれを言いたい。課長の今答弁聞いていたらかわいそうになってしまったから、しょうがない、反対しようと思ったけれども、賛成してやるよ。

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、先ほど議論を聞いていて、課長が本当に苦し紛れに観光協会かばっているのもよくわかるのです。だけれども、これこのまま続けていったら、少しは眉をしめして鉢巻き締め直してもらわないと、税金をこれだけ指定管理料という名目で使われて、指定管理料は俺のもの、もうかったものは俺のものでは困りますから、税金は公平に使っていただくように、今回本当は反対したくないのだけれども、私の議員生活でここでまた賛成というわけにいきませんので、反対討論にしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 先ほども申しましたけれども、確かにわかります。それだけれども、今回はこういう2年後、また次の選挙があるから、その前ぐらいまでは、2年ばかり猶予を与えて、次にまた考えればいいのではないかなというようなので、くどく言ってもしょうがない、賛成ということでひとつ、わかります。課長見たらうんとかわいそうになってしまった。答弁が苦しいだろうから。だから、今回は賛成ということで。

○議長（新井利朗君） 次に、本案に対する反対討論を許します。

〔何事か言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、採決

○議長（新井利朗君） 日程第12、議案第51号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提出理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員、福島博氏の任期は平成28年12月24日で満了となりますが、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第51号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第13、発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案の内容について、提出者の議会運営委員会委員長の説明を求めます。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出席の場合の欠席の届けについて新たに規定することとともに、字句の整理を行う……

○議長（新井利朗君） 私語を慎んでください、大島議員。

○10番（染野光谷君） 会議規則の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

改正の内容につきましては、第2条の次に2項として、議員が出席のために出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる条文を加えるものです。

また、字句の整理につきましては新旧対照表のとおり改めるものです。

附則につきましては公布の日から施行するもので、以上で提出者の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） ただいま提出者から説明がなされました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたし

ます。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第14、発議第2号 長瀬町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案の内容について、提出者の議会運営委員会委員長の説明を求めます。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 発議第2号 長瀬町議会傍聴規則の一部を改正する規則について説明いたします。

議会を傍聴する際には、傍聴人受付簿に住所、氏名の記載を求めておりましたが、傍聴者の個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿を廃止し、1人1枚傍聴人受付票に氏名及び住所を記載し、受付箱に入れていただく方法に改めるものです。

また、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関しては、社会情勢などを勘案し、つえについては削除するため、傍聴規則の一部を改正したいので、この案を提出するものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

以上、提出者の説明といたします。よろしく申し上げます。

○7番（関口雅敬君） はい、賛成。

○議長（新井利朗君） 7番議員、勝手に発言しないでください。

○7番（関口雅敬君） はい、どうも済みません。

○議長（新井利朗君） ただいま提出者から説明がなされました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第2号 長瀬町議会傍聴規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇

◎総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の
継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第15、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎閉会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など8件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式を年明けの1月8日日曜日に有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回長瀬町で成人を迎える皆さんは82名でございます。議員の皆様にはご出席いただき、成人の門出を祝していただきますようよろしくお願いいたします。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛をいただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣言

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

本年も余すところ3週間余りとなりました。皆様方におかれましては、時節柄くれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして平成28年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後5時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年2月24日

議 長 新 井 利 朗

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二